参考資料3-1

逢瀬川流域水害対策計画(素案)に対する県民意見

提出件数:5件

※No.1、No.5 は谷田川の意見 No.1、No.3 と同じ

県民意見提出書

No. 1

＜提出方法＞いずれかの方法で、いずれかの提出先へ提出してください。

１　電子メール	①福島県土木部土木企画課　doboku_kyoujinka@pref.fukushima.lg.jp ②郡山市建設構想部河川課　kasen@city.koriyama.lg.jp
２　郵便	①〒960-8670　福島県土木部土木企画課社会基盤強靱化担当宛（住所省略可） ②〒963-8601　郡山市建設構想部河川課宛（住所省略可）
３　FAX	福島県土木部土木企画課　024-521-7950
４　持参	①福島県土木部土木企画課（県庁本庁舎４階） ②郡山市建設構想部河川課（郡山市役所本庁舎（東側）４階）
	谷田川流域水害対策計画（素案）への意見は以下③、④へ持参して提出も可能 ③須賀川市建設部道路河川課（須賀川市役所２階） ④平田村産業建設課（平田村役場２階）

※必要事項に不備があるものは、受け付けませんので御注意願います。

件名	○逢瀬川 ○谷田川　流域水害対策計画（素案）について
	※御意見を提出する河川名に○をつけてください。（片方又は両方）

※御意見については、該当するページが分かるように記入してください。	
ページ	意見内容
P5 P15 P26	逢瀬川流域水害対策計画（素案） 動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われた P5 逢瀬橋上流から国道 49 号区間にて、川の特性に応じた３つのゾーンを設定し、動植物の生息・生育に配慮した河川 整備が行われた。P15 P26 県が行う河川の整備は植物が生育するような護岸ブロックが採用されているのに対し、市が行う河川の整備は植物の生育できないコンクリート護岸で、またサイクリングロード（川に沿った道路）も防草シートで覆われ植物がほとんどない状態になっています。P5 や P15 にあるような動植物の生息・ 生育に配慮した河川整備が行われたようには感じられません。植物が見られないため道路と防草シートの境目が同色でやや認識しづらく自転車の転落事故の危険性が増すようにも思います。防草シートの下は植物の根が張らずに乾燥した砂地になり地盤が弱くなったりしないものかも心配です。また植物が生育していないことによる気温上昇、温暖化への影響も心配です。 逢瀬川流域水害対策計画（素案）を元に意見しましたが、 谷田川流域水害対策計画（素案） p13 図 1.18 河川激甚災害特別緊急事業整備後の様子（大橋より下流を望む） についても同様の意見です。

県民意見提出書

No. 2

＜提出方法＞いずれかの方法で、いずれかの提出先へ提出してください。

1　電子メール	①福島県土木部土木企画課　doboku_kyoujinka@pref.fukushima.lg.jp ②郡山市建設構想部河川課　kasen@city.koriyama.lg.jp
2　郵便	①〒960-8670　福島県土木部土木企画課社会基盤強靱化担当宛（住所省略可） ②〒963-8601　郡山市建設構想部河川課宛（住所省略可）
3　FAX	福島県土木部土木企画課　024-521-7950
4　持参	①福島県土木部土木企画課（県庁本庁舎４階） ②郡山市建設構想部河川課（郡山市役所本庁舎（東側）４階）
	谷田川流域水害対策計画（素案）への意見は以下③、④へ持参して提出も可能 ③須賀川市建設部道路河川課（須賀川市役所２階） ④平田村産業建設課（平田村役場２階）

※必要事項に不備があるものは、受け付けませんので御注意願います。

件名	逢瀬川 谷田川　流域水害対策計画（素案）について
	※御意見を提出する河川名に○をつけてください。（片方又は両方）

※御意見については、該当するページが分かるように記入してください。

ページ	意見内容
全体	福島県土木企画課及び郡山市建設構想部河川課では、「逢瀬川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」の県民意見募集を令和８年６月19日（金曜日）から令和８年７月21日（火曜日）までの期間で募集していますが、募集締め切り日の５日前の令和８年７月16日（木）午後６時から説明会を開催しており誠意ある対応ではありません。 特定都市河川浸水被害対策法では、流域水害対策計画の策定にあたり、公聴会を通じた住民参加は流域治水の重要な手続と位置付けられていますが、説明会終了から募集締め切りまでの期間が短く、県民（逢瀬川流域の地域住民）に対して誠実に説明を行い、県民の意見を計画に反映させようとする意思はなく、意見募集の提出を抑制する意図が明らかです。今回の意見募集（パブリックコメント）の進め方自体に疑義があります。
全体	令和８年７月16日に開催された説明会は、河川管理者から書面やチラシによる開催案内はなく、福島県の説明では公聴会ではないとのことでした。 福島県が令和８年７月16日（木）に開催した説明会では、意見募集をして

	いる「計画（素案）」の第１章特定都市河川流域の現状と課題　第３節 治水計画の沿革と現状の課題　第２項 現状の課題（16 ページ）として、流域の課題、河川の課題、下水道の課題が記載されていますが、福島県が説明会に配布した資料「逢瀬川流域水害対策計画（素案）では、意見募集をしている 16 ページの課題を説明した資料は欠落していました。
全体	説明のやり方は、課題を解決するための計画であるにも係わらず課題の説明が欠落していたことから指摘したところ、福島県から謝罪がありました。 このほか質疑でも「課題を解決するため、福島県と郡山市が協力して、台風による大雨時に開成山排水区（382ha）から逢瀬川に排水される雨水をゆっくり流すため旧豊田貯水地の雨水貯留能力は 120,000 立米、（1m 掘削すれば 200,000 立米）を利用するよう、再三にわたり要望している旨の多数の意見がありましたが、この計画（素案）には反映されていなかったため、説明会の終盤に、住民から「このような説明であれば終了しましょう」と指摘され終了しました。この経緯からも福島県や郡山市の説明には不備がありました。この計画（素案）は、逢瀬川流域の住民の意見を反映していないこと。福島県や郡山市では 16 ページに記載された課題を解決するための開成山排水区（382ha）、北部第二排水区（38.0ha）、北部第三排水区（35.2ha）、中部第三排水区（62.4ha） 中部第一排水区 129.2ha）の雨水を逢瀬川に放流するのではなく、計画（素案）16 ページの課題を解決するための河川管理者や下水道管理者が行う具体的な解決方法の記載はなく、逢瀬川の流域の地域住民の憲法で保障された財産権を侵害する土地利用の制約を設けることを先行することから反対します。
全体	この計画（素案）の根拠となる特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）では、計画の策定にあたっては、公聴会の開催等流域住民の意見を反映させる措置を講じなければならないと定められています。 意見の募集をしている福島県及び郡山市が設置した逢瀬川流域治水対策協議会でとりまとめた「逢瀬川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」の問題点は、郡山市議会議事録に記載されていますが、令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会において、令和元年東日本台風により被害に遭った逢瀬川沿線５町内会、１町内会連合会を代表者が逢瀬川流域の住民の総意として、①逢瀬川の越水被害を軽減するため旧豊田貯水池を開成山排水区（382ha）の雨水を旧豊田貯水池に雨水貯留施設として貯留することを要望し、②郡山市のゲリラ豪雨 9 年プランの問題点を指摘したり、③逢瀬川に市内の雨水を排水する郡山市の下水道整備事業は、開成山樋門下流の赤木地区では、町内会長等と郡山市長との懇談会等において６号幹線放流管の増設に反対してきた経緯からか 119 号雨水幹線の整備などは、郡山市から逢瀬川流域の住民への説明はなく工事が行われていること。④京都府福知山市の由良川の優良事例（両丹日日新聞 2020 年 5 月 19 日報道を引用）では、福知山市域における総合的な治水事業（2014 年 8 月）が行われ観測史上最大の豪雨に

	対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置したり、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策を行い 2020 年 5 月完成していることを紹介し、お金で買うことができない人の命を守るため、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組むよう郡山市議会に説明しています。 福島県及び郡山市に都合の悪い住民は逢瀬川流域治水対策協議会の構成員から排除された上でとりまとめられた計画書（素案）です。逢瀬川の流域の住民の意見を反映させておらず、特定都市河川浸水被害対策法に定める逢瀬川流域の住民の意見を反映した計画でなく不備があることから反対します。 逢瀬川流域水害対策計画（素案）は、憲法に保障された財産権を侵害する土地利用に制約を設けるため納得できません。 まずは、希望者が制約を受けることなく意見を発言でき、発言した内容が福島県や郡山市の公文書として永久保存され特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）に基づく、同計画の逢瀬川流域の住民の意見の反映させる法的拘束力を確保したり、将来、郡山地区で水害が発生した際に検証ができ、責任の所在が明確になることから公聴会を開催して下さい。 また、逢瀬川流域水害対策計画（素案）に逢瀬川流域の住民を参加せずにとりまとめたり、逢瀬川流域住民の意見を反映させる措置や公聴会の開催をせず計画を施行する場合は行政不服審査法に基づく審査会を開催してください。
3	第2項 特定都市河川の概要（3ページ） 逢瀬橋（橋梁）から阿武隈川合流部までの区間は、昭和61 年度（1986 年度）からの河川激甚災害特別緊急事業により河川改修が実施され平成2 年度（1990 年度）に完了している。 また、同時期に逢瀬橋から国道49 号までの区間を対象に「ふるさとの川整備河川」に認定され、地域住民との意見交換会を開催しながら、河道の澪筋を極力保全するなど、動植物の生息・生育に配慮した河川整備が行われた。 と記載されていますが、①福島県では逢瀬川安積橋は堤防より低いことから、逢瀬川の水位が上昇した場合は通行止めになる旨の標識板が設置され越水被害が発生することから事実に誤りがあります。これまでの逢瀬川河川改修事業の説明会において、住民から指摘されていることから、この計画に安積橋の架け替えを記載して下さい。 ② 逢瀬橋から幕ノ内橋上流までの区間は、地域住民が堤防の整備を要望しても、福島県では、地域住民との意見交換会を開催したり、河川整備をした事実がなく、令和元年東日本台風による越水被害の原因になりました。福島県議会議事録とも整合性がなく、事実が異なることから、越水被害にあった地域住民が納得できる表現に修正が必要です。
27	第 5 章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項（27 ページ） 特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今

	後、必要に応じて検討を行う。と記載されていますが、 　この計画（素案）16 ページに記載された現状の課題では、阿武隈川の特徴を踏まえた台風が阿武隈川に沿って北上すると阿武隈川の水位が上昇し、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから、河川の課題は、雨水貯留浸透施設の整備などの「ためる（洪水を貯める）対策が必要である。と記載しています。 　郡山市議会　令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会の議事録に記載されていますが、京都府福知山市由良川では、2014 年の水害の直後に、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組み、6 年後には観測史上最大の豪雨に対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置したり、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策に取り組み完成しています。（両丹日日新聞 2020 年 5 月 19 日報道を参照） 　更に、郡山市市議会議事録平成 24 年 9 月　定例会　09 月 12 日ー05 号によれば、村上武議員が阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。と質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。と答弁しています。 　郡山市議会議事録　平成 27 年３月定例会 03 月 16 日ー08 号では、久野三男議員が、近年、局所的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による浸水被害が発生しており、平成 22 年 7 月には駅前地区など、床上・床下浸水、道路冠水等の被害がありました。通勤通学をはじめとする経済活動や市民生活全体 に影響を及ぼすことから、重点的に対策を講じる必要があります。水は高いところから低いところへ流れるため、この対策は、必然的に駅前地区より高所に当たる場所について全体的な視点から検証しなければならないものとなります。 そしてこの地域の中心に、旧豊田貯水池跡が位置しております。 旧豊田貯水池の跡地利用は、市民の大きな関心事であります。建設交通部から浸水被害対策事業費の旧豊田貯水池雨水流入路整備工事費 が平成 27 年度一般会計予算に計上されました。この事業は、旧豊田 貯水池に南側の麓山通りを挟んで面した鶴見坦一丁目の一部と麓山 二丁目の一部の雨水を旧豊田貯水池に流入させ、浸水被害を軽減させようというものですが、浸水ハザードマップからもわかるように、 この地区には一切浸水被害がありません。 旧豊田貯水池の跡地利用についてですが、浸水被害対策に使用したいという気持ちはわかりますが、豊田貯水池の跡地利用は、市民 多くの関心と強い思いがあるところであります。未来の郡山の顔となる重要な問題であると考えますので、もっと市民の声や地域の皆さんの話を聞いて取り組んでいくべきと質問し、郡山市藤川英敏建設交通部長は、旧豊田貯水池雨水流入路整備工事の効

	果についてでありますが、 旧豊田貯水池の利活用について、今年度、調節池と活用するための 概略設計を行い、効果的、効率的な集水区域や貯留量、さらには流 入・流出路の構造等を検討しているところであります。その検討において、南側の鶴見坦地区の雨水を自然流下により一時貯留させる ことで、池周辺、赤木町、若葉町及び荒池下流域の負担軽減を図ることが最適と判断できることから、今回、旧豊田貯水池を調節池として活用するための雨水流入路整備工事を予算計上しているもので、 下流域の住民の方々からは高い評価と期待を寄せられているところ であり、今回の工事による雨水流出調整の内容で今後、下水道の整 備計画と整合を図ってまいります。先ほどご答弁申し上げましたが、 浸水被害対策本部におきまして、池の管理の件とあわせて異常気象 による集中豪雨対策としての話し合いがなされまして、まず優先的に、この浸水被害対策をすべきであろうという結論に達しまして、 今回の当初予算の計上に至った経過であります。と答弁しています。 　従って、京都府福知山市由良川では行政機関が連携して治水対策に取り組み水害から 6 年後には治水施設完成していること。平成 24 年 3 月から阿武隈川上流治水対策協議会を設立し関係機関で協議をし治水対策に取り組んでいいたことから、今回、意見募集が行われている逢瀬川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」は、令和元年の水害から 7 年が経過しているにも係わらず課題に対する解決策が欠如しているため反対します。 　特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項として、地域住民の負担を強いる土地利用の制約をする以前に、郡山市の下水道整備事業（ゲリラ豪雨 9 年プラン）は、令和 3 年 11 月 13 に国、福島県、郡山市の共催による逢瀬川堤防建設合同説明会資料に記載されていますが、逢瀬川の水位が上昇しないこと前提とし、逢瀬川の水を受け入れる阿武隈川郡山地区の流下能力達成率が低いことを考慮しておらず、台風による大雨時の雨水を逢瀬川・谷田川や阿武隈川に排出する計画であり瑕疵があることから、逢瀬川流域の住民が要望している①旧豊田貯水池（120，000 ㎥、114 号雨水管 NO.4 地点の管底高 243．053m、旧豊田貯水池の池底高 241.19m のため 1m を掘削すれば 200，000 ㎥※1）の雨水貯留槽としての利用、②福島県合同庁舎の跡地(福島県郡山市麓山1丁目1−1)の地下に雨水貯留施設の設置、③長野県千曲川流域の事例を踏まえた、逢瀬川流域にある公立学校の校庭の地下を利用した雨水貯留施設の設置、④北部第三排水区や開成山排水区にあるザ・モール郡山店（郡山市長者 1-1-56）、(一財)太田西ノ内病院（郡山市西ノ内 2 丁目 5-20）、ヨークパーク（郡山市西ノ内 2-11-40）の駐車場の地下の利用した雨水貯留施設の設置、 パラマウントガラス(株)の跡地の地下を利用した雨水貯留施設の設置、⑤開成山排水区の雨水を受け入れるため開成山体育館の駐車場の地下や開成山公園の地下を利用した雨水貯留施設の設置について、いつまでに、国、福島県、郡山市が連携した雨水貯留施設の整備をすることを明記した上で、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）に基づく、同計画の逢瀬川流域の住民の意見の反映させる法的拘束力を確保したり、将来、郡山地区で水害が発生

	した際に検証ができ、責任の所在が明確になることから公聴会を開催して下さい。 ※1　114 号雨水管 NO.4 地点から旧豊田貯水池まで下水管を設置することが税金（国費、県費、市費）の投入を最小限に抑制でき、工事期間も短期間でできます。 なお、大阪市寝屋川水系平野川の水害訴訟では、①放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであった。④下水道施設は、設置又は管理に瑕疵がある判決（判決日：昭和 62 年 6 月 4 日）があり、下水道管理者は敗訴しています。 福島県が管理する逢瀬川では、放流先の国土交通省が管理する阿武隈川の流下能力達成率が低いことから、阿武隈川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであったことになります。
28～30	第 6 章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（28～30 ページ） 郡山市では、内水による浸水被害を防止・軽減するため、下水道整備を着実に実施していくことが重要であり、これまで郡山市では、50㎜/h※に対応する管渠を整備してきた。「事前防災・減災」や「選択 と集中」の観点を踏まえた下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的に、令和 6 年 3 月には、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」を策定した。今後は、「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」に基づき、管渠等の整備のほか、排水ポンプの 増強等の対策を実施していく。さらに、雨水出水浸水想定区域図（令和 7 年度末に指定）や内水 ハザードマップによる情報提供を実施していく。 「郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン対象地区」は、58㎜/h に対応する管渠を整備」について記載していますが、 郡山市議会議事録では、令和２年１２月定例会 12 月 15 日ー02 号には、大城宏之議員が、阿武隈川や逢瀬川に内水を排水する計画の見直しを求める請願ということは、郡山市は大きな川として阿武隈川、それに流れ込む逢瀬川や私の地元である笹原川等々あります。排水する計画を見直しということは、どのような見直しを求められているのか、当局としてのその考え方を、基本的な考え方だけでよろしいのでお聞かせください。と質問し、 村上一郎郡山市上下水道管理者は、水害対策というものは２つあります。１つは台風性の降雨による水害対策。もう一つは、郡山市が進めている局所

	的な雨、要はゲリラ豪雨の内水対策と、２つございます。 　ゲリラ豪雨に関しては、時間的に 10 分間に 23 ミリとか大変強い雨が降るものですから、これは郡山市がきちんと対応してやっていく必要がある。ゲリラ豪雨ではなかなか、河川の水位が上がるようなことはないので、局所的なものに対しては、今やっている貯留と、あるいは速やかに河川に流すような計画を進めていかなければならない。 　この計画（素案）16 ページに記載された現状の課題では、阿武隈川の特徴を踏まえた台風が阿武隈川に沿って北上すると阿武隈川の水位が上昇し、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから、河川の課題は、雨水貯留浸透施設の整備などの「ためる（洪水を貯める）対策が必要である。下水道の課題は、河川の水位が上昇すると雨水の排除が困難な状況にあると記載されています。 　従って、この計画（素案）の 28 ページ～30 ページは、16 ページの課題を解決するものではなく、ゲリラ豪雨ではなかなか、河川の水位が上がるようなことはないので、局所的なものに対しては、今やっている貯留と、あるいは速やかに河川に流すような計画を進めていかなければならない。として実施している郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン（58㎜/h に対応する管渠を整備）を実施する内容であり、逢瀬川や谷田川の流域住民や企業が求めていることは、台風により広範囲に大雨が降り阿武隈川の水位が上昇したときの治水対策であり、ここ計画（素案）に記載されている下水道管理者が行う下水道整備は、河川の水位が上昇しないことを前提とし、阿武隈川や逢瀬川の水位が上昇したときの治水対策が欠落しています。 　郡山市議会議事録とこの計画（素案）の現状課題との整合性に矛盾があることから、逢瀬川の流域の住民の意見を踏まえ抜本的な見直しをしてください。 　なお、郡山市市議会議事録平成 24 年 9 月　定例会　09 月 12 日－05 号によれば、村上武議員が阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。と質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。次に、遊水地などの開設計画及び方針についてでありますが、遊水地は洪水時に河川などの水を一時的に貯留し、流出量を抑制するなど浸水被害の軽減に有効な施設であると考えております。本市におきましては、これまで河川改修、雨水幹線、水路の整備及び宅地開発等における河川への流出抑制対策として、洪水調節池の設置など浸水被害の軽減を図ってまいりました。 　今後におきましても、既存施設の活用など、本市の土地利用状況や地形的特性を考慮し、効率的、効果的な施設のあり方について、郡山市総合治水対

	策連絡協議会の中で調査研究してまいりたいと考えております。 　さらに、郡山市議会　議事録平成24年6月　定例会　06月20日－02号によれば、高橋善治議員が、我が市の市街地には善宝池、酒蓋池、五百淵、万海池、宝沢沼など大きな貯水能力を持つ池があります。大雨が予想される時期に水位を思い切って引き下げれば、大変な抑制効果が期待できます。池の各種権利者との合意の問題はありますが、水害がもたらす市民生活への甚大な影響と貯留施設を新たにつくるために費やす費用と時間を考えれば、既存ため池の、特に市街地のため池活用を早急に行うことが、まず必要と思います。さきに挙げた５つの合計貯水能力は最大どの程度となると見込まれるのか、これらの池の水位を大雨が確実視される場合ゼロ近くまで引き下げる条件整備で予想される困難は何か、解決の手だての有無を含め伺います。と質問を行い、郡山市大森高志農林部長は、洪水対策としてのため池の活用についてのうち、善宝池、酒蓋池、五百淵、万海池、宝沢沼の合計貯水能力についてでありますが、５つの池の合計貯水量は30万5,300立方メートルであります。ため池を活用する場合の問題点についてでありますが、ため池は農業用施設としてかんがいを目的とするものであり、水稲作付時期には一定の量を確保することが不可欠であります。また、養鯉業としての漁業権が設定してあるため池もあることから、水位をゼロ近くまで引き下げることは困難であります。今後におきましても、大雨が予想される時期には、漁業権が設定されていない池につきましては、あらかじめ水位を下げ洪水に備えるとともに、漁業権が設定されている池につきましても、養鯉業者に協力をいただき養殖に影響のない程度まで水位を下げるなど、ため池の貯水能力を十分発揮できるよう水管理に努めてまいります。ため池を活用した具体的な洪水調整機能についてでありますが、ため池の水管理を適正に行うことがため池の洪水調整機能を最大限に発揮することであることから、今後とも大雨などの気象条件に応じ、養鯉業者と連携を図り、水管理に万全を期してまいります。 　このほか、郡山市議会議事録**平成25年12月　定例会 12月09日－04号によれば、**安斎真知子議員が、郡山市の地形は西側が高く、阿武隈川へ向かって東が低くなっています。市内には平地があり、くぼ地があり、その地形に沿って水害が発生しています。そこで、その地形に対応した防災対策が必要です。一つには、高いところに貯水池を整備することが水害対策になるかと考えますが、当局ではどのような対策を考えているのかをお伺いいたします。現在あるため池、例えば荒池や五百淵などの汚泥を取り、池を深く掘り下げ、浸水対策に活用すべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。との質問に対して、郡山市柳沼正晃建設交通部長は、貯水池の整備についてでありますが、浸水区域の上流域にある貯水池などを利用して雨水の急激な流出を抑制することは、水害対策を進める上で有効な手段であると考えております。このことから、本市の土地利用や地形的な特性を考慮し、ため池や耕作放棄地など既存施設を活用した雨水貯留など浸水被害軽減対策に取り組んでまいります。郡山市大森高志農林部長は、ため池はかんがい用水を目的とした農業用施設であり、池の形状や周辺の地形などにより池の底を下

	げることが可能な場合は貯水量がふえるため、浸水対策の１つとして有効な手段であると認識しております。と答弁しています。 　郡山市議会議事録　平成 27 年３月定例会 03 月 16 日ー08 号では、久野三男議員が、近年、局所的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による浸水被害が発生しており、平成 22 年７月には駅前地区など、床上・床下浸水、道路冠水等の被害がありました。通勤通学をはじめとする経済活動や市民生活全体 に影響を及ぼすことから、重点的に対策を講じる必要があります。水は高いところから低いところへ流れるため、この対策は、必然的に駅前地区より高所に当たる場所について全体的な視点から検証しなければならないものとなります。 そしてこの地域の中心に、旧豊田貯水池跡が位置しております。 旧豊田貯水池の跡地利用は、市民の大きな関心事であります。建設交通部から浸水被害対策事業費の旧豊田貯水池雨水流入路整備工事費 が平成 27 年度一般会計予算に計上されました。この事業は、旧豊田 貯水池に南側の麓山通りを挟んで面した鶴見坦一丁目の一部と麓山 二丁目の一部の雨水を旧豊田貯水池に流入させ、浸水被害を軽減させようというものですが、浸水ハザードマップからもわかるように、 この地区には一切浸水被害がありません。 旧豊田貯水池の跡地利用についてですが、浸水被害対策に使用したいという気持ちはわかりますが、豊田貯水池の跡地利用は、市民多くの関心と強い思いがあるところであります。未来の郡山の顔となる重要な問題であると考えますので、もっと市民の声や地域の皆さんの話を聞いて取り組んでいくべきと質問し、郡山市藤川英敏建設交通部長は、旧豊田貯水池雨水流入路整備工事の効果についてでありますが、 旧豊田貯水池の利活用について、今年度、調節池と活用するための 概略設計を行い、効果的、効率的な集水区域や貯留量、さらには流 入・流出路の構造等を検討しているところであります。その検討において、南側の鶴見坦地区の雨水を自然流下により一時貯留させる ことで、池周辺、赤木町、若葉町及び荒池下流域の負担軽減を図る ことが最適と判断できることから、今回、旧豊田貯水池を調節池と して活用するための雨水流入路整備工事を予算計上しているもので、 下流域の住民の方々からは高い評価と期待を寄せられているところ であり、今回の工事による雨水流出調整の内容で今後、下水道の整 備計画と整合を図ってまいります。先ほどご答弁申し上げましたが、 浸水被害対策本部におきまして、池の管理の件とあわせて異常気象 による集中豪雨対策としての話し合いがなされまして、まず優先的に、この浸水被害対策をすべきであろうという結論に達しまして、 今回の当初予算の計上に至った経過であります。と答弁しています。 　従って、第 6 章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（28～30 ページ）は、郡山市議会議事録を活用し旧豊田貯水池にかかるすべての発言を抽出し、どのような変遷で旧豊田貯水池として洪水調整池に活用することが見送られたのか。時系列かつ具体的に、発言した郡山市議会議員にも発言に責任を持っていただくため参加いただき、報道機関にも公開（動画配信を含む）いただいた逢瀬川流域の住民説明会を開催してください。 　なお、大阪市寝屋川水系平野川の水害訴訟では、①放流先の河川が放流雨

	水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであった。④下水道施設は、設置又は管理に瑕疵がある判決（判決日：昭和62年6月4日）があり、下水道管理者は敗訴しています。 郡山市に降った雨水を排水する福島県が管理する逢瀬川、谷田川では、放流先の国土交通省が管理する阿武隈川の流下能力達成率が低いことから、阿武隈川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであったことになります。
31	第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項 第1節 基本的な考え方（31ページ） このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策（雨水浸透 阻害行為の許可）を義務付けるとともに、これらの規制的手法のみならず流域のあらゆる関係者 の協働による雨水貯留浸透施設の整備及び水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」） 等の雨水の一時的な貯留や浸透に係る取組について関係機関と連携して進める。と記載され、憲法で保障された財産権を侵害する住民の負担を強いる内容を先行しています。 しかし、27ページの第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項に記載がありません。地域住民に負担を求める河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う31ページの内容は、憲法で保障された財産権の侵害に当たりますので、まずは、河川管理者や下水道管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備を優先してください。 水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）は、阿武隈川で発生した水害の特徴は、稲刈りシーズンになる9月～10月に発生しています。稲刈りするためには、収穫機械が水田で作業ができるよう約1ヶ月前から落水を行い水田の水を抜き、乾かします。令和元年東日本台風（令和元年10月13日）では、稲わら水に浸かり腐り異臭が発生したことから、環境省、農林水産省が災害廃棄物として被災県以外の焼却場に運搬して焼却処分をしています。この計画（素案）16ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しています。逢瀬川上流部にある水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）を設置しても効果が乏しいです。

	令和 2 年 2 月 22 日に福島県及び郡山市が開催した逢瀬川流域の住民への説明会で福島県が検証した内容を踏まえ、愛宕川救急内水排水機場（郡山市富久山町久保田石鼻 29）は越水後も阿武隈川に排水していたことから、河川管理者である国土交通省と排水機場を管理する郡山市における運転調整ルールについて、逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。 なお、大阪市寝屋川水系平野川の水害訴訟では、①放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであった。④下水道施設は、設置又は管理に瑕疵がある判決（判決日：昭和 62 年 6 月 4 日）があり、下水道管理者は敗訴しています。
32	第 2 節 雨水貯留浸透施設 （32 ページ）(1) 公共による雨水貯留浸透施設の整備 流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制し、内水浸水被害を軽減するため、公共施設の新設等に際して、雨水貯留浸透施設の整備に努める。 また、郡山市においては、既に都市公園として活用されている土地を含め、国・県・市有 地や法河川以外の河川を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を桑野地区等で検討・実施する。 さらに、雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、景観や環境にも配慮するものとし、平常 時の多目的利用や震災時等における非常時のオープンスペースとしての活用についても検討するものとする記載されていますが、 郡山市議会　令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会の議事録に記載されていますが、京都府福知山市由良川では、2014 年の水害の直後に、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組み、6 年後には観測史上最大の豪雨に対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置したり、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策に取り組み完成しています。（両丹日日新聞 2020 年 5 月 19 日報道を参照） 郡山市逢瀬川流域では、令和元年 10 月 13 日に東日本台風による水害が発生し、7 年が経過していますが、未だに「検討をする。または努める。では不十分です。16 ページに記載された現状と課題が解決できるよう、国、福島県、郡山市が連携し治水対策を策定し、逢瀬川流域の住民に説明をしてください。
33	(2) 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備（33 ページ） 民間事業者に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（第８章に詳述）の周知を 図るとともに、開発に伴う防災調整池等の整備の際には、更なる雨水貯留浸透機能を付した 施設整備の働きかけなどにより整備促進を図る。 個人

	住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枡、浄化槽の雨水貯留施設への転用など の各戸貯留を促進するため、自治体による支援制度の周知活動に取り組み、住民等による流出抑制の取組を推進する。と記載されていますが、 　郡山市の住民の土地利用規制をしたり、住民や民間事業者等の雨水貯留浸透施設の整備を求める以前に、この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載していることの解決を優先することが必要です。 　令和 2 年 2 月 22 日に福島県及び郡山市が開催した逢瀬川流域の住民への説明会で福島県が検証した内容は、阿武隈川の水が逢瀬川に入ってしまった旨の説明でした。阿武隈川と逢瀬川の合流部にある愛宕川救急内水排水機場（郡山市富久山町久保田石鼻 29）、古担ポンプ場（郡山市富久山町久保田字古坦 70-1)、逢瀬川にある梅田ポンプ場（郡山市富久山町久保田字梅田 158-2)、横塚ポンプ場（郡山市横塚 2 丁目 8-25)、阿武隈川と谷田川の合流部近くにある古川ポンプ場（郡山市字古川 9-4）など複数の雨水ポンプ場では越水後も阿武隈川や逢瀬川に排水していたことから、郡山地区では 6 名の溺死者（逢瀬川では 1 名の溺死者）がいました。 　国土交通省は、平成 12 年の東海豪雨を踏まえ、「出水期における排水ポンプ場の運転調整について（平成 13 年 6 月 27 日付け国河治第 52 号国土交通省河川局治水課長通知、平成 13 年 6 月 27 日付け国都下流第 16 号国土交通省・地域整備局下水道部長通知）を発出しています。この通知が発出されてから 25 年が経過していますので、河川管理者である国土交通省、福島県、下水道管理者の郡山市における運転調整ルールについて、逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。
34	第 3 節 ため池の治水活用（34 ページ） ため池の貯留容量を積極的に活用して河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既 存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げる、または、かんがい用水に余裕がある時期にはあらかじめ水位を低下させて雨水をー 時的に貯留する機能を確保するなど、ため池の治水活用を必要に応じて検討する。 なお、ため池の治水活用にあたっては、ため池の利水容量を確保して営農に支障が生じないよう配慮するとともに、整備にあたっては農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。と記載されていますが、 　人の命と農業振興のどちらが大切なのか。説明が必要です。品川萬里前郡山市長は、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げたことを郡山市防災メールマガジンで連絡していました。椎根健雄郡山市長に交代後、「必要に応じて検討する」と後退した消極的な記載になっています。

35	令和 8 年 7 月 16 日に開催した説明会では不十分ですので、再度、椎根健雄郡山市長が出席し逢瀬川の流域の住民への説明会を開催してください。 第 4 節 水田貯留（「田んぼダム」の取組） （35 ページ）流域内の水田を対象に、所有者及び耕作者の同意のもと排水口に流出量調整器具を設置する ことで、排水量を調整する水田の活用（「田んぼダム」）を推進する。 なお、水田の活用（「田んぼダム」）にあたっては、ほ場の整備や水路改修等といった農業振興 につながる施策との連携に努めるほか、効果等について流域内で共有を図り、農業者の理解・協 力が得られるよう努める。 また、流域治水に関する啓発イベントや水田貯留（「田んぼダム」）に関する研修会等を通じて、 水田貯留（「田んぼダム」）の機能や効果について情報発信を行うとともに、流域住民や農業関係 者への普及啓発を図り、取組を推進する。と記載されていますが、この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しおり、逢瀬川上流部に水田貯留（「田んぼダム」の取組）を設置しても、河川の水は入りません。阿武隈川で発生した水害の特徴は、稲刈りシーズンになる 9 月～10 月に発生しています。稲刈りするためには、収穫機械が水田で作業ができるよう約 1 ヶ月前から落水を行い水田の水を抜き、乾かします。令和元年東日本台風（令和元年 10 月 13 日）では、稲わら水に浸かり腐り異臭が発生したことから、環境省、農林水産省が災害廃棄物として被災県以外の焼却場に運搬して焼却処分をしています。この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しています。逢瀬川上流部にある水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）を設置しても効果が乏しいことから、見直しが必要です。
39	第 9 章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項（39 ページ） 第 1 節 基本的な事項 逢瀬川下流沿川には家屋等が密集した市街地が広がっているため、万が一、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念される。 本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されているが、現在の整備水準を超える規模の降雨が生じて外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害が生じるおそれがある場合には、その被害を助長させないこと、また、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及 び経済的被害を軽減させることを目的としたポンプ施設の運転調整ルールの策定を検討する。 また、運転調整ルールにおいては、河川水位に応じた運転調整の考え方及び外水被害に対する効果や内水被害に及ぼす影響等について、あらかじめ関係住民等へ説明し、社会的合意を得ることが重要である。このため、関係機関の緊密な連携のもと、丁寧なリスクコミュニケーションと 周知徹底に取り組む。と記載されていますが、

	国土交通省は、平成12年の東海豪雨を踏まえ、「出水期における排水ポンプ場の運転調整について（平成13年6月27日付け国河治第52号国土交通省河川局治水課長通知、平成13年6月27日付け国都下流第16号国土交通省・地域整備局下水道部長通知）を発出しています。 この通知が発出されてから25年が経過している中で「ポンプ施設の運転調整ルールの策定を検討する。」との記載は適切ではありません。河川管理者である国土交通省、福島県、下水道管理者の郡山市における運転調整ルールについて、逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。
40	40ページの地図に追加し、この計画（素案）16ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載していることから、阿武隈川の流域の地図を追加し、国、福島県、郡山市、土地改良区など管理し阿武隈川、逢瀬川、谷田川、南川などに排水するすべてのポンプ場と排水樋門（樋管を含む）を記載し、平成12年に国土交通省では「出水期における排水ポンプ場の運転調整のルールを定めるよう通知」を発出していますので、この計画（素案）に排水ポンプ場の運転調整のルールを記載し、逢瀬川流域の住民に説明をしてください。
41～42	第10章 都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項（41～42ページ） 都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類 図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。そのうえで、今後、都市浸水想定のブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を検討する。 なお、水害リスクの評価や土地利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水災害リ スクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月)」を参考とするとともに、河川、 下水、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画などのまちづくりに関する計 画等との整合・連携を図る。 郡山市は令和3年（2021年）に立地適正化計画を改定して、防災上の配慮から浸水想定区域等を考慮したうえで、居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、また、洪水や内水に対する防 災・減災対策を防災指針の取組方針に掲げて施策を実施している。 都市浸水想定において、ハード整備後も水害リスクが残る地域においては、都市計画などのまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方向性を十分に整理した上で、追加すべき浸水被 害対策の検討をしていくものとする。また、宅地嵩上げ等の実施にあたっては、水害リスクを踏 まえた土地利用の方向性に沿って対策を講じるものとする。 内水被害が頻繁に発生する地域においては、当該区域の居住者に災害リスクをわかりやすく提 示し、リスクの低いところに誘導するための所要の措置を講じる等、都市計画やまちづくりに関 する計画等も踏まえ、土地利用の方針について検討する。

	郡山市議会議事録に記載されていますが、令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会において、令和元年東日本台風により被害に遭った逢瀬川沿線５町内会、１町内会連合会を代表者が、これまでに実施した郡山市の下水道事業は、逢瀬川の住民の合意が得られず反対している中で、郡山市では工事を強行していることが記載されています。憲法で保障された財産権を浸食する行為です。逢瀬川流域の住民への説明が不十分ですので郡山市は令和 3 年（2021 年）に立地適正化計画を改定して、防災上の配慮から浸水想定区域等 を考慮したうえで、居住や都市機能を誘導する地域の設定の見直しをしてください。 立地適正化計画を改定する以前に、郡山市が管理し、阿武隈川流域に排水する雨水ポンプ場の排水ポンプの運転調整のルールを説明してください。 憲法に保障された財産権を侵害するものであり、郡山市議会　令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会の議事録に記載されているとおり、郡山市が逢瀬川流域の住民の合意がないまま、3 号幹線放流管（福島県が代行施工）などの工事を強行したことが原因です。不動産（土地）の価値を低下につながることから反対します。
45	第 12 章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための 措置に関する事項（45 ページ） 図上の訓練の様子（県）の写真は、西会津の写真です。これまで福島県が逢瀬川流域の住民への防災講習会、訓練、出前講座を開催していたならば変更できるはずですので、すべての写真を郡山市逢瀬川流域で開催したことがわかる写真にしてください。
52	第 3 節 大規模氾濫に関する減災対策（52 ページ）表 12.1 総合的な治水対策に向けた取組の対応方針 （第５回県中方部水災害対策協議会：令和 2 年（2020 年）1 月 16 日）について記載されていますが、 これまでの逢瀬川の堤防建設にかかる住民説明会において、開成山排水樋門からの逢瀬川への雨水の排水、赤木排水樋門の操作が論点になっていることから、開成山排水樋門に河川カメラを設置するよう説明をした福島県中建設事務所の職員に訴えて来ましたが、逢瀬川流域の地域住民のスマートフォンで閲覧することができません。赤木排水樋門のピット内の逆流の有無や開閉操作やスマートフォンで閲覧することができません。この計画（素案）に逢瀬川流域の住民の要望を踏まえて河川カメラを設置すること記載してください。
53	第 13 章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項（53 ページ） 第 1 節 阿武隈川（合流先河川）の河川整備 逢瀬川は阿武隈川に合流するため、阿武隈川本川の水位が高くなると、逢瀬川の排水が困難となるおそれがある。と記載されていますが、 国土交通省が玉川村、矢吹町、鏡石町に整備をしている図 13.2 阿武隈川

	上流遊水地群の位置図（53 ページ）は、令和 8 年 7 月 16 日に開催された説明会において、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから効果は乏しいことから削除すべきと質問したところ、国土交通省東北地方整備局福島河川事務所の職員は、郡山地区では阿武隈川水位が 1m 低下するとの回答でした。更に、根拠となる説明資料を提示し説明会を開催してほしい旨を発言するとともに、阿武隈川では郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部があり下流の郡山地区に水が流れにくいことから、阿武隈川では郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部があり下流に水が流れにくいことから、効果が乏しいのではないかと再質問をしたところ、国土交通省の職員は郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部でも河道掘削をしているとの説明でした。 　これまでの福島県による逢瀬川堤防建設に逢瀬川流域への住民説明会において、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから、国土交通省、郡山市も参加した住民説明会を開催してほしいことを、再三にわたり福島県の職員は、国土交通省、郡山市に伝える旨を回答し実現はしませんでした。 　国土交通省東北地方整備局では、郡山市中央工業団地会を対象として令和７年１月 16 日（木）流域治水に関する事業説明会を開催していますが、令和 3 年 11 月 13 に国土交通省の職員が出席した説明会でも国、福島県、郡山市による住民説明会を再度、開催してほしい旨を発言していますが、逢瀬川の住民が要望する説明会を開催されないことは疑義や不信感があります。逢瀬川流域の住民の要望を踏まえた国、福島県、郡山市による治水対策にかかる逢瀬川流域への住民説明会を開催してください。 　その上で、この計画に 53 ページの内容を記載する場合は、将来、効果を検証でき、責任の所在を明確にするため、阿武隈川の水位が 1m 低下すること。図 13.1 「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」における河道掘削箇所に郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部の河道掘削をどれくらいの量をしたのかわかるように記載することにかかる国土交通省、福島県、郡山市の共催による逢瀬川、谷田川の住民説明会の開催をしてください。 　なお、郡山市市議会議事録平成 24 年 9 月定例会　09 月 12 日ー05 号によれば、村上武議員が阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。と質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。次に、遊水地などの開設計画及び方針についてでありますが、遊水地は洪水時に河川などの水を一時的に貯留し、流出量を抑制するなど浸水被害の軽減に有効な施設であると考えております。本市におきましては、これまで河川改

	修、雨水幹線、水路の整備及び宅地開発等における河川への流出抑制対策として、洪水調節池の設置など浸水被害の軽減を図ってまいりました。 　今後におきましても、既存施設の活用など、本市の土地利用状況や地形的特性を考慮し、効率的、効果的な施設のあり方について、郡山市総合治水対策連絡協議会の中で調査研究してまいりたいと考えております。 　さらに、郡山市議会議事録令和２年６月定例会　建設水道常任委員会　06月25日-02号では、郡山市村上一郎上下水道事業管理者は、計画の高水位に対して、1.33メート高い状態で水位が上がったわけです。それが上がったのが、本宮市、郡山市、須賀川市。それに対して福島市さんはこれを見ていただくと分かりますが、計画高水位まで水が上がっていないのです。上流側の整備率（流下能力達成率）が悪いということを国はもう認めているのです。と答弁しています。 　平成24年から15年間経過していますので、国、福島県、郡山市による治水対策にかかる逢瀬川流域への住民説明会を開催してください。

県民意見提出書

No. 3

＜提出方法＞いずれかの方法で、いずれかの提出先へ提出してください。

1　電子メール	①福島県土木部土木企画課　doboku_kyoujinka@pref.fukushima.lg.jp ②郡山市建設構想部河川課　kasen@city.koriyama.lg.jp	

※必要事項に不備があるものは、受け付けませんので御注意願います。

件名	逢瀬川 谷田川	流域水害対策計画（素案）について
	※御意見を提出する河川名に○をつけてください。（片方又は両方）	

※御意見については、該当するページが分かるように記入してください。

ページ 逢瀬川の特定都市河川指定で期待すること	**東日本台風に遭って、二度と被害に遭遇したくない対策を切望する住民の思い** 逢瀬川は、令和６年７月１日、特定都市河川指定の要件、②接続する河川＜阿武隈川＞の水位が高い際、＜阿武隈川＞からのバックウォーターや支川＜逢瀬川＞からの排水困難となる要件に該当し、指定された。 排水困難となる状況については、逢瀬川沿川住民として８．５水害、令和元年東日本台風時の川の流れから焼き付いています。逢瀬川の堤防の高さ半分過ぎた水位までは、人が走る速さよりも速くぐんぐん流れていきますが、水位が高くなるにつれ、歩くような速さになっていきました。令和元年東日本台風時、午後 10 時の避難指示の時点では、水位は堤防からもう少しで手が届く高さ、開成山樋門からの水と逢瀬川の水がぶつかり噴水のようになり、ゆっくり流れていました。７時間後、越水後の 13 日朝、逢瀬川の水面は沼のように動いていませんでした。水が引けた翌 14 日の朝、越水が確認された咲田橋から開成山樋門までの右岸にだけ、土手一杯に中小の流木が重なるように堆積されていました。いったんは下流に流れていたもののUターンし、落ち着いた所が堆積された地点だったことになります。 排水困難となると、阿武隈川に接続する目標流量 520 ㎥/s が達せられなくなり、その上、382ha の排水区を持つ開成山樋門から 39.35 ㎥/s の内水が排水され続け、越水した水に色はついていませんが、内水も越水に加わることになります。 これら、越水の状況を間近に見てきた住民として、特定都市河川法の、流域水害対策計画や雨水貯留浸透移設の整備など総合的な浸水被害対策を推進することで、国民の命・身体・財産を守り、公共の福祉を確保するとの目的は、納得できるものです。 二度と同じ被害に遭わないような対策はどうあるべきか、命と財産を守り、そして祖先が定住したこの家・土地を守り、子々孫々に繋げたい、との思いで意見を申し述べさせて頂きたい。

越水はバックウォーターにより逢瀬川の目標流量が接続できなかったことによる

越水は、阿武隈川のバックウォーターにより接続する支川の逢瀬川の目標流量が達せられなくなることが要因でした。

国土交通省は、阿武隈川のバックウォーターを考える上で、「湾曲部や狭窄部を開削、掘削することが郡山地区への効果は期待できるが、下流部に多くの水が流れ込む負荷が及ぶことになります。下流側から順に整備していく必要があるが、阿武隈川の狭窄部は数十キロに及び、対策には長い時間と多くの予算を必要とするため、困難です。現在進めている河道掘削や遊水地等の洪水調節機能を組み合わせて『河川の水位を低下させる対策』が適当であると考える」としています。

その意味で河道整備だけでは浸水被害の防止を図ることが困難な地域を『特定都市河川流域』として指定し、流域水害対策計画の策定や雨水貯留浸透施設の整備、開発行為への規制などを通して、浸水被害から人命・財産を守ることを目的とする、特定都市河川法が制定されています。

浸水の要因が阿武隈川のバックウォーターにあることから、「国は阿武隈川上流遊水地群を整備することで、郡山市内を流れる阿武隈川で約１ｍの水位低下（河道掘削と遊水地整備による効果）が期待される」としています。

一方、阿武隈川は、福島県（西郷村）から宮城県（岩沼市）の南北に長い羽根状をなし、支川が東西から櫛状に本川（阿武隈川）に合流します。阿武隈川上流遊水地群から下流（郡山）までには東西から１０以上の支川が阿武隈川に雨水を運んできます。郡山・本宮間狭窄部、二本松・福島間狭窄部『阿武隈峡』および福島県と宮城県との県境付近の狭窄部『阿武隈渓谷』があることから、バックウォーターは今後も起こりうる、浸水被害も少なからず生ずるとの想定で流域治水の考えが出てきていると考えます。

内水も逢瀬川に全てを流さず、集水域で溜めてゆっくり流す対策

現在、考え得る対策は、流域水害対策の基本的な考え方（国交省）に示されています。「ハード面では大きく二つです。一つは河川の整備（河道掘削、堤防整備）、目標流量を達成するために河川法１条の、流水の正常な機能が維持されるように河道掘削等を定期的に行う」等です。

「もう一つは、増大する降雨等により、逢瀬川は接続する本川（阿武隈川）のバックウォーターの影響を受け、越水リスクが高まるため、内水（雨水）も逢瀬川に全てを流さず、一旦集水域で溜めてゆっくり流せるようにする。利水ダム活用、遊水地整備、雨水貯留浸透施設等の設備（公園貯留、校庭貯留）、田んぼダム、ため池の治水活用、貯留機能保全区域の指定、保全調整池の指定、雨水浸透阻害行為の許可、宅地内排水設備に貯留浸透機能を付加等」で、法は行政に加え、民間事業者にも整備を求めています。

二つの対策を考える上で、流域治水関連法案が施行された背景を考える必要があります。令和元年東日本台風や令和２年７月豪雨等、全国各地で水災害の激甚化・頻発化に加え、気候変動の影響により全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度２倍（20世紀末比）になる試算があったことから、降雨量の増大等に対応し、国、自治体、企業・住民等あらゆる関係者が協働して、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰して、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直し等に取り組む『流域治水関連法』が整備されたことです。

……以下、（案）について意見を述べさせて頂きます。

P17	中段　「河川整備、下水道整備等の内水対策、……床下浸水を含む浸水被害の軽減を図る。」その3行後に、「なお、浸水被害対策の実施に当たっては、『グリーンインフラ』を活用しながら……魅力ある国土・都市・地域作りを推進する。」とあるが、なお以下が主たる浸水被害対策と捉えられてしまう。 河川整備の前に、「浸水被害対策として」を入れて、なお以下の浸水被害対策の実施に当たっては、の文言は省略でよいのではないか。あるいは、「加えて、実施に当たっては、「グリーン…」…推進する。」の文言でよいのではないか。
P18	対象降雨184.4㎜/1日の対策前の氾濫量は120万㎥と試算、対策後として現在数値化できるのは、阿武隈川の河川整備35万㎥、逢瀬川河道整備15万㎥、貯留管、排水対策の下水道整備6万㎥、計56万㎥であり、●引き続き推進・検討の部分が64万㎥もある。『可能な限り対策を推進する』との一言だけでは、また氾濫が起こるのではないかと流域住民は不安は拭えません。●引き続き推進・検討にある4つの項目それぞれにどの場所でどの程度の貯水量を積算しているのか明示しないと整備計画にならないと思います。 また、雨水貯留・排水対策6万㎥、目標が達成されたとするなら雨水貯留については不十分です。この数字は主として、74㎜/h、23㎜/10分の局地的大雨（ゲリラ豪雨）の降雨に対して床上浸水被害を軽減するための総貯留量38，270㎥の施設と各戸の雨水貯留タンクの貯留量を合わせたものです。2日間雨量で示される台風の降雨量を想定した雨水貯留施設でないため、絶対的に総貯留量が不足しています。 田んぼダムの取組、ため池の活用が書かれていますが不足分は浸水する試算とも捉えられます。 内水の浸水リスクは大きくなる傾向があるとあるが、その対策の基本的な考え方・具体策・目指す数値等を【整備計画】に入れるべきと考えます。
P22	**目標となる降雨は、東日本台風時198.8㎜　×　1.1　とすべきではないか** 法に基づき「特定都市河川指定」は、その流域で雨水貯留・浸透や土地利用規制など流域治水を総合的に進めるための制度です。浸水リスクを抑制するポイントは、近年の降雨量増大にどう対応するかとなります。 ①　5行目に、「流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨は、①整備計画規模：S61.8洪水規模、②気候変動の影響を考慮した規模：S61.8洪水規模×1.1、③「近年の浸水被害実績が最も大きく、地域住民に強く認識されている洪水」　令和元年東日本台風の3つの外力のうち、浸水面積、氾濫量ともに最も大きい外力である気候変動の影響を考慮した規模〔昭和61年8月洪水規模×1.1〕とする。」とあります。③は、「浸水被害実績が最も大きい洪水　東日本台風」　の方が浸水の規模を認識しやすいのではないか。床上浸水、床下浸水が①よりかなり多くなったこともあり、流域全体の住民が知るべきことであるので、流域の地域住民に限定すると流域治水の考えにそぐわない。 ②　整備計画規模と令和元年東日本の24hr雨量、浸水面積、氾濫量を同じ調査方法で調べた一般化された出典で比べると理解しやすい。 ・「整備計画規模の24hr雨量はS61.8洪水規模の167.6㎜、令和東日本の24hr雨量は198.9㎜とあります。8.5水害と令和元年東日本台風の記録を見ると総雨量はありますが、総雨量でなく、24hrで比較した理由を教えてください。また、郡山

	市ハザードマップ洪水に、想定される最大の降雨として、2日間の総雨量 335㎜（逢瀬川流域）平成30年7月31日とあります。総雨量の方がどの程度の雨水が川に流れ込むか分かるので理解しやすい。 ・次に整備計画規模の浸水解析結果の浸水面積は227ha（227万㎡）、令和東日本の浸水面積は161ha（161万㎡）とあります。解析結果の浸水面積と異なり、今現在行われているH18策定の郡山圏域整備計画のP7目標に「おおむね戦後最大洪水規模相当を目標とし、昭和61年8月（台風10号）洪水等の浸水被害を解消する」と掲げP5に、S61.8台風10号豪雨の水害区域面積として134.5万㎡とあり、実際は解析を下回る浸水面積である。令和東日本の水害区域面積は資料がなく比較できない。ここで考慮すべきは整備計画規模の浸水面積は河川改修がまだ未整備のS61.8洪水規模時の浸水面積であり、令和東日本台風時の浸水面積を考慮する場合は、8.5水害（昭和61）以降、河川激甚災害特別緊急事業により堤防決壊があった逢瀬橋から阿武隈川合流部までの2,170mは、河川改修が整備済となっており、令和東日本台風時は、さらに逢瀬橋から幕の内橋上流まで580mを重点整備区間として河積拡大の最中にあった。その時点での令和東日本の浸水面積は161ha（161万㎡）と解析してあるが、整備を進めてきたのに浸水面積は大きくなったように捉えられる。河川改修が未整備だったS61.8洪水規模と比べられない。 さらに、浸水解析結果の整備計画規模は氾濫量94万㎥、令和元年東日本60万㎥である。解析結果の氾濫量と同様な意味で比較出来るものとして、素案P9にS61.8月洪水時の床上浸水（277戸）床下浸水（87戸）計364戸、素案P13に令和元年東日本の床上浸水（515戸）、床下浸水（186戸）計701戸とある。現整備計画で河川改修を進めてきていますが、それでも降水量が多いと、計画規模S61.8台風時より被害が大きくなっている実際を新たな整備計画のベースにおくべきです。 ③　また、目標となる降雨を184.4㎜＜気候変動の影響を考慮規模（整備計画規模×1.1）24hr雨＞としていますが、令和元年東日本の24hr雨量198.9㎜より少ないのに、令和元年東日本よりも浸水面積が1.7倍、氾濫量が2倍になる解析結果が理解できないでいます。河川改修未整備の8.5水害時の雨量と同じ浸水エリアを1.1倍して、浸水面積、氾濫量を8.5水害時のそれぞれ1.2倍、1.3倍とした目標となる対象降雨184.4㎜の数値等を内外水一体の氾濫解析モデルから導き出していますが、逢瀬川が特定都市河川に指定された要件の阿武隈川からのバックウォーターによる越水を考慮した解析でないと、③の実績を含め、浸水面積、氾濫量の数字に疑問が残ります。 ④　上の③をまとめると、内外水一体の氾濫解析モデルは、阿武隈川からのバックウォーターの越水による浸水量、氾濫量を考慮していない。5／29（素案）資料1 P18の③令和元年東日本 氾濫量60万㎥は阿武隈川からの越水を考慮していないのに、P22対策後に阿武隈川の河川整備35万㎥とある。越水を含んだ氾濫量の数字でないと、対策後の遊水地、河川整備35万㎥は理由付けられない。 また、河川整備が始まらないS61.8台風10号豪雨時の雨量と、河川整備が進んできていた令和元年東日本の実際の雨量で浸水被害を比較できるのか、難しいのではないかということです。令和4年10月17日第1回検討会資料3ー1 P6逢瀬川流域の被害概要では、令和元年東日本台風の床下浸水64床上浸水282計346（件）となっており、一つの調査方法の水害統計でS61.8台風10号豪雨時と比較出来ますが、（素案）P8 表1.2　逢瀬川流域における近年の洪水被害では、令和元年東日本台風の床下浸水186床上浸水515計701（件）で阿武隈川左岸からの越水による浸水戸

	数を含むとしていて、第１回検討会資料と違い比較できない。 さらに、第２回検討会資料P12、対象外力案における各地点流量、逢瀬川流末(m/s)は、①整備計画規模は520（m/s）を表し、③の令和元年東日本台風では410(m/s)（実績の雨量）を示し、比較していますが、①は計画完了時の計画規模の520(m/s)を表していますが、8.5水害時は未整備で520（m/s）の数値を提示するのは難しく、③の実績の雨量と比較はできないと考えます。また、P14補足説明で流量は降雨強度や雨量時間分布に依存するとあり、理解はしますが、S61洪水規模と令和元年東日本の２つでも進路や強度、雨量時間分布は一律とはならず比較は難しいと思われます。解析する条件はいくつかあると思いますが、全国平均で1.1倍、降雨量の増大が見込まれるわけですので、これまでの実績の雨量をベースにしないと安心できません。 ⑤　整備計画規模×1.1の184.4㎜を都市浸水の発生を防ぐべき降雨としていますが令和元年東日本台風での198.9㎜の雨量は実際に降水した想定できる雨量です。整備計画規模×1.1の184.4㎜から見ると東日本台風での198.9㎜の雨量はいわば想定外となってしまいます。想定できる降雨量をベースに降雨量増大を見据えた218.8㎜（令和元年東日本×1.1）を都市浸水の発生を防ぐべき降雨とすれば理解できてきます。東日本台風より少ない降雨量が対象としたためか、これまでの河川整備やゲリラ豪雨対応の雨水貯留の対策後の数値化のみで、特に法が勧めている貯留施設については●引続き推進・検討がありますが推進するのはどの対策か、まだやるかどうか考えているのはどれか等、わからない表記になっています。氾濫域の住民は内水の具体的な治水対策を強く望んでいます。 以上述べた、7／16の説明会での私の意見は、誤解があるとの回答がありました。目標降雨が整備の基となる大事な数値となりますので、誤解されない整合性のある資料と表記、説明で分かるようにお願いします。
P26	**定期的な伐木、浚渫、河道掘削整備は整備計画に不可欠** ①　案には「184.4㎜/１日（気候変動）を考慮した規模」」に対して現河川整備計画の河川断面で被害を軽減することが可能である。」とあります。S61.8洪水規模時より河川断面が大きくなったことは分かっていますが、現に気候変動の影響のため198.9㎜の雨量がありました。浸水被害がありました。 前にも述べましたが、令和元年東日本台風では、今までで一番上流で越水が生じているので、現整備計画の河川断面で184.4㎜/１日（気候変動）でも被害を軽減することが可能であるとしているが、198.9㎜/１日でも可能と言えるのか、との不安は拭えません。 ②　184.4㎜ではなく、気候変動分を加えて198.9㎜×1.1倍を目標降雨とした方が、実際の「気候変動を踏まえた整備メニューを検討する。」に繋がり、分かりやすいと思います。 また、河川の適切な維持管理と流下能力を落とさないよう、「定期的に伐木、浚渫河道掘削等を行うとともに、効率的な整備を進めていく。」の文言を入れて頂きたいと思います。 ③　さらに越水は逢瀬川が阿武隈川のバックウォーターにより阿武隈川への接続に影響を受けることが要因とされています。バックウォーター時は氾濫解析結果の流量配分（逢瀬川流末→520m/s）は達成することは困難です。バックウォーターの影響を加味した整備計画にならざるを得ません。

	④　「阿武隈川上流遊水地群事業により郡山地区の水位が約1m下がる」とされている事業完了が5年遅れの2033年度になることが明らかになりました。1m下がるとされていますが、阿武隈川のバックウォーターの影響は今後も続きますので、実際に降った同じ198.9㎜でも浸水被害に対応できるのかが被害を受けた住民にとっては重要です。
P27	① 特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、「今後、必要に応じて検討を行う。」としていますが、その理由は、現河川整備計画の河川断面で被害を軽減することが可能であるとしているからだと思います。目標降雨の184.4㎜/1日（整備計画×1.1）においては被害を軽減することが可能であるとしますが、実際に降った198.9㎜/1日でも軽減することが可能であるか、検討した結果を教えて頂きたい。 ②　ページ冒頭の『逢瀬川の特定都市河川指定で期待すること』でコメントしましたがバックウォーターの影響を少なくするために、法は河川の整備と雨水貯留施設の整備を挙げています。P18の●引続き・検討が64万㎥あります。P43、44の貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針にあげている逢瀬川における遊水地整備や貯留機能保全区域の指定、保全調整池の指定等も取り急ぎ実施すべきと考えます。
P31	基本的な考え方は、浸水の要因であるバックウォーターに対する対応として、流域のあらゆる関係者の協働による雨水貯留浸透施設の整備及び雨水流出抑制の取組等の一時的な貯留や浸透に関する取組等や各管理者の適切な維持管理まで述べており理解できる。
P32	**開成山排水区382hの雨水貯留浸透施設として旧豊田貯水池の活用を** ①　開成山排水区382haは殆どが住宅地で、畑はあるものの田はありません。115号117号、118号の各雨水幹線をまとめて 114号幹線で開成山排水区樋門（1980.3供用開始）から39.35㎥/s で排出されます。令和元年東日本台風の降水量はおよそ200㎜でしたので76万㎥の雨水が逢瀬川に排水されたことになります。 ②　令和5年度までにゲリラ豪雨の雨水貯留対策として赤木貯留管9,160㎥等、計38, 270㎥貯留可能となったところです。ゲリラ豪雨の個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枡、浄化槽の雨水貯留浸透施設への転用などの各戸貯留を促進していましたが、普及しない現状です。 ③　表7.1　逢瀬川流域における雨水貯留浸透施設の目標整備量（郡山市）は、河川管理者及び下水道管理者以外のものが行う、流域のあらゆる関係者の協働による整備として流域治水の考えに合致しています。 桑野、相川、六角の３調整池で8400㎥です。浸水量を減らすにはさらなる整備が必要です。平成25年7月27日、郡山市特別会議室で行われた「都市型豪雨災害に備える」セミナーで講師の長林久夫日大教授が貯留施設（雨水貯水池等）の整備として、名古屋市上下水道局の地下貯留を紹介しています。その他、国の資料にも雨校庭貯留や公園貯留等が紹介されています。 ④　開成山排水区の中央にある旧豊田貯水池の地下部分の雨水貯留浸透施設としての活用は、令和元年東日本台風以前の8.5水害以降、逢瀬川沿川住民から長い間要望が出されております。何もしないでも12万㎥、1m掘れば20万㎥にも達するような

	貯留量があります。旧豊田貯水池は市資産です。十数年かけて利活用を考えてきています。行政を司る市長の早期の政治判断が必要です。開成山排水区には市の駐車場や開成山公園等施設が点在しています。まず、市民の命、財産、安全、安心を担っている市行政が雨水貯留浸透施設に取り組むべきです。その危機意識が市民に伝われば普及していない各戸貯留も広まると思います。まずは、旧豊田貯水池の地下部分の雨水貯留浸透施設としての活用を上下水道局ばかりでなく、関係部署で流域治水の考えに立って検討され、実現して頂きたい。開成山排水区には善宝池のような雨水貯留施設として活用できるため池はありません。流域治水の基本理念から、逢瀬川を管理する県も市に対して積極的に本件の実現に働きかけるべきです。
P35	① 水田貯留（「田んぼダム」の取組）は雨水を一時的に溜め、時間をかけ排水する雨水調整機能を持つので有効である。5／29 の第 3 回協議会資料 1 流域水害対策計画（素案）P22 に引続き推進・検討の一番目に田んぼダムの取組が載せられている。対策内容にはため池の活用がありますが開成山排水区にため池はありません。計画対象降雨 184. 4㎜時の氾濫ボリューム 120 万㎥のうち、およそ半分がこれからの田んぼダムの推進・検討に委ねられています。不安は続きます。 ② 令 7.10.15 第 1 回協議会資料 2 の P7 に「集水域での対策（田んぼダム）」として令和 5 年度設置予定まで含めて 81ha に 20 ㎝貯留した場合の試算 163, 800 ㎥とありますが、実際は 10 ㎝貯留した場合の試算 81, 900 ㎥が元々の数字だったと伺ったところです。案 P35 の図 7.4 の替わりに、その後の状況を元にした、令 7.10.15 第 1 回協議会資料 2 の P7 の田んぼダム（排水枡・水位調整板等設置）及び田んぼダム実施エリアの図を入れると、①（素案）P22 で示している雨水貯留施設の整備状況が分かり、推進・検討に繋がります。
P36	① 第 5 節 既存の雨水貯留浸透施設等や… とあるが、その説明 1 行目に、「流域内の住宅等に設置された雨水貯留浸透施設は、流域内の浸水被害の防止に有効であることから、その機能の保全に努める。」とある。読み方は、既存の雨水貯留浸透施設等は、流域内の住宅等に設置された雨水貯留浸透施設等であるになる。とすれば、P33 5 行目の個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枡、浄化槽の雨水貯留施設への転用の各戸貯留ということになる。流域内の浸水被害の防止に有効であるから既存の今ある機能の保全に努めるだけで、ゲリラ豪雨対策で個人に整備を呼びかけているが普及しない現状がある。 ② 流域内の浸水被害の防止に有効であるなら 5／29 の第 3 回協議会資料 1 流域水害対策計画（素案）P22 の、対策後、雨水貯留・排水対策 6 万㎥とある。既存のゲリラ豪雨対策として整備された調整池、貯留管を合わせても 6 万㎥、120 万㎥溢れるのに 5%しか対応できない。雨量の増大が浸水被害につながる訳ですので、大雨対策の雨水貯留浸透施設が絶対的に必要です。
P39	① 第 1 節 基本的な事項 4 行目に、「本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されている、ポンプ施設の運転調整ルールの策定を検討する」とポンプ施設に絞った内水排除について述べていますが、P28 の表 6.1 排水区域ごとの排水能力及び雨水貯留能力（逢瀬川流域）を見るとポンプ場排水が行われるのは 7 排水区でありその他の 17 排水区は雨水管（樋門、樋管）から直接逢瀬川に内水を排除しますので、ポンプ施設運転調整ルール（樋門、樋管を含む）の表記の方が排水の実態が掴

	みやすいと思います。 ② 図 9−1 内水排除ポンプのイメージ は分かりやすい。「逢瀬川の洪水時、計画高水位を超えた時点でポンプの運転調整（閉める）をすれば被害小となる。ポンプの運転調整（開いたまま）を行わなかった場合は被害大となる。下水道管理者と県河川管理者が外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害を助長しないよう、また効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的としたポンプ施設の運転調整ルールの策定を検討する」とある。「あらかじめ住民等へ説明し社会的合意を得ることが重要である」と明記している。令和元年東日本台風で甚大な浸水被害を経験してもルール化ができないのはどうしても理解が出来ません。ルール化は人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的としますので、（素案）に検討結果を載せるべきです。 ③ 2024.4 郡山市洪水ハザードマップ改訂 図郭 8 逢瀬川（郡山駅周辺）によると、阿武隈川接続する部分から幕の内橋上流までの両岸に浸水が見られますので、さらに被害が大きくならないよう、ポンプの運転調整（閉める）は必要です。 ④ ポンプ施設の操作は樋門・樋管の操作と同タイミングで行い、浸水被害を少なくすることを目指しますが、閉めることで行き場を失った雨水が浸水被害を引き起こすのは当然です。そのための雨水貯留浸透施設です。氾濫域の住民達だけに苦難を押しつけるのではなく、集水域でなるべく多くの雨水を貯留し、水が引いた後ゆっくり流すことで浸水被害を最小限に食い止めることが大切です。それこそ、流域治水の基本的な考え方だと思います。
P43	貯留機能保全区域または浸水被害防止区域の指定の方針 に指定できるものとするとの強い表現となっている。（素案）P18 の対策後の●引続き推進・検討が明らかにならないと貯留機能保全区域または浸水被害防止区域の指定の説明はできないと考えます。田んぼダム等、数値目標、時期等がないとどうするかが見えてきません。
P53	① ページ冒頭の『逢瀬川の特定都市河川指定で期待すること』であげた国交省の回答は河川整備をする上でのやむを得ずの基盤と考え、阿武隈川の河川整備の限界を確認したい。その上に立って「河道掘削を引き続き推進する」を、「引き続き長期計画を立てて目標流量を達成するように取り組む」と表記とすると理解が得られるのではないか。 ② P26④でコメントしましたが、阿武隈川上流遊水地群の整備完了・運用開始が当初予定より 5 年遅れの 2033 年になりました。令和元年東日本時の郡山地域の阿武隈川の水位が 1m低くなる想定とのこと。計画的に事業を進めて頂きたい。
P58	「計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することを想定し」とあるが現実に降った令和元年東日本の降水量 198.9㎜/日、及び 198.9㎜/日×1.1 倍（気候変動）の 218.8㎜/日の降雨の場合の氾濫の被害をできるだけ抑制する対策については、協議会で早急に検討・協議し、実効性の高い計画策定を追求して、再度、流域治水の考え方に沿った具体的な取組が見える（素案）を作成し、逢瀬川流域の関係者並びに特に不安な逢瀬川沿川住民に説明をお願いします。

県民意見提出書

No. 4

＜提出方法＞いずれかの方法で、いずれかの提出先へ提出してください。

1　電子メール	①福島県土木部土木企画課　doboku_kyoujinka@pref.fukushima.lg.jp ②郡山市建設構想部河川課　kasen@city.koriyama.lg.jp
2　郵便	①〒960-8670　福島県土木部土木企画課社会基盤強靭化担当宛（住所省略可） ②〒963-8601　郡山市建設構想部河川課宛（住所省略可）
3　FAX	福島県土木部土木企画課　024-521-7950
4　持参	①福島県土木部土木企画課（県庁本庁舎４階） ②郡山市建設構想部河川課（郡山市役所本庁舎（東側）４階）
	谷田川流域水害対策計画（素案）への意見は以下③、④へ持参して提出も可能 ③須賀川市建設部道路河川課（須賀川市役所２階） ④平田村産業建設課（平田村役場２階）

※必要事項に不備があるものは、受け付けませんので御注意願います。

件名	逢瀬川 谷田川　流域水害対策計画（素案）について
	※御意見を提出する河川名に○をつけてください。（片方又は両方）

※御意見については、該当するページが分かるように記入してください。

ページ	意見内容
全体	福島県土木企画課及び郡山市建設構想部河川課では、「逢瀬川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」の県民意見募集を令和８年６月19日（金曜日）から令和８年７月21日（火曜日）までの期間で募集していますが、募集締め切り日の５日前の令和８年７月16日（木）午後６時から説明会を開催しており誠意ある対応とは言えません。 特定都市河川浸水被害対策法では、流域水害対策計画の策定にあたり、公聴会を通じた住民参加は流域治水の重要な手続と位置付けられていますが、説明会終了から募集締め切りまでの期間が短く、今回の意見募集（パブリックコメント）の進め方には問題があるのではないでしょうか。
全体	福島県が令和８年７月16日（木）に開催した説明会では、意見募集をしている「計画（素案）」の第１章特定都市河川流域の現状と課題　第３節 治水計画の沿革と現状の課題　第２項 現状の課題（16ページ）として、流域の課題、河川の課題、下水道の課題が記載されていますが、福島県が説明会に配布した資料「逢瀬川流域水害対策計画（素案）では、意見募集をしている16ページの課題を説明した資料は欠落していました。

全体	説明のやり方は、課題を解決するための計画であるにも係わらず課題の説明が欠落していたことから指摘したところ、福島県から謝罪がありました。 このほか質疑でも「課題を解決するため、福島県と郡山市が協力して、台風による大雨時に開成山排水区（382ha）から逢瀬川に排水される雨水をゆっくり流すため旧豊田貯水地の雨水貯留能力は 120,000 立米、（1m 掘削すれば 200,000 立米）を利用するよう、再三にわたり要望している旨の多数の意見がありましたが、この計画（素案）には反映されていなかったため、説明会の終盤に、住民から「このような説明であれば終了しましょう」と指摘され終了しました。この経緯からも福島県や郡山市の説明には不備がありました。この計画（素案）は、逢瀬川流域の住民の意見を反映していないこと。福島県や郡山市では 16 ページに記載された課題を解決するための開成山排水区（382ha)、北部第二排水区(38.0ha)、北部第三排水区(35.2ha)、中部第三排水区(62.4ha) 中部第一排水区 129.2ha)の雨水を逢瀬川に放流するのではなく、計画（素案）16 ページの課題を解決するための河川管理者や下水道管理者が行う具体的な解決方法の記載はなく、逢瀬川の流域の地域住民の憲法で保障された財産権を侵害する土地利用の制約を設けることを先行することから反対します。
全体	この計画（素案）の根拠となる特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）では、計画の策定にあたっては、公聴会の開催等流域住民の意見を反映させる措置を講じなければならないと定められています。 意見の募集をしている福島県及び郡山市が設置した逢瀬川流域治水対策協議会でとりまとめた「逢瀬川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」の問題点は、郡山市議会議事録に記載されていますが、令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会において、令和元年東日本台風により被害に遭った逢瀬川沿い５町内会、１町内会連合会を代表者が逢瀬川流域の住民の総意として、①逢瀬川の越水被害を軽減するため旧豊田貯水池を開成山排水区（382ha）の雨水を旧豊田貯水池に雨水貯留施設として貯留することを要望し、②郡山市のゲリラ豪雨 9 年プランの問題点を指摘したり、③逢瀬川に市内の雨水を排水する郡山市の下水道整備事業は、開成山樋門下流の赤木地区では、町内会長等と郡山市長との懇談会等において６号幹線放流管の増設に反対してきた経緯からか 119 号雨水幹線の整備などは、郡山市から逢瀬川流域の住民への説明はなく工事が行われていること。④京都府福知山市の由良川の優良事例（両丹日日新聞 2020 年 5 月 19 日報道を引用）では、福知山市域における総合的な治水事業（2014 年 8 月）が行われ観測史上最大の豪雨に対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置するなど、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策を行い 2020 年 5 月完成していることを紹介し、お金で買うことができない人の命を守るため、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組むよう郡山市議会に説明しています。

	福島県及び郡山市に都合の悪い住民は逢瀬川流域治水対策協議会の構成員から排除された上でとりまとめられた計画書（素案）です。逢瀬川の流域の住民の意見を反映させておらず、特定都市河川浸水被害対策法に定める逢瀬川流域の住民の意見を反映した計画でなく不備があることから反対します。 逢瀬川流域水害対策計画（素案）は、憲法に保障された財産権を侵害する土地利用に制約を設けるため納得できません。 まずは、希望者が制約を受けることなく意見を発言でき、発言した内容が福島県や郡山市の公文書として永久保存され特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）に基づく、同計画の逢瀬川流域の住民の意見の反映させる法的拘束力を確保し、将来、郡山地区で水害が発生した際に検証ができ、責任の所在が明確になることから公聴会を開催して下さい。 また、逢瀬川流域水害対策計画（素案）に逢瀬川流域の住民を参加せずにとりまとめるなど、逢瀬川流域住民の意見を反映させる措置や公聴会の開催をせず計画を施行しています。その場合、行政不服審査法に基づく審査会を開催してください。
3	第2項 特定都市河川の概要（3ページ） 逢瀬橋（橋梁）から阿武隈川合流部までの区間は、昭和61 年度（1986 年度）からの河川激甚災害特別緊急事業により河川改修が実施され平成2 年度（1990 年度）に完了している。 また、同時期に逢瀬橋から国道49 号までの区間を対象に「ふるさとの川整備河川」に認定され、地域住民との意見交換会を開催しながら、河道の澪筋を極力保全するなど、動植物の生息・生育に配慮した河川整備が行われた。と記載されていますが、①福島県では逢瀬川安積橋は堤防より低いことから、逢瀬川の水位が上昇した場合は通行止めになる旨の標識板が設置され越水被害が発生することから事実に誤りがあります。これまでの逢瀬川河川改修事業の説明会において、住民から指摘されていることから、この計画に安積橋の架け替えを記載してください。 ② 逢瀬橋から幕ノ内橋上流までの区間は、地域住民が堤防の整備を要望しても、福島県では、地域住民との意見交換会を開催したり、河川整備をしたりした事実がなく、令和元年東日本台風による越水被害の原因になりました。福島県議会議事録とも整合性がなく、事実が異なることから、越水被害にあった地域住民が納得できる表現に修正が必要です。
27	第 5 章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項（27 ページ） 特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討を行う。と記載されていますが、 この計画（素案）16 ページに記載された現状の課題では、阿武隈川の特徴を踏まえた台風が阿武隈川に沿って北上すると阿武隈川の水位が上昇し、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生する

	ことから、河川の課題は、雨水貯留浸透施設の整備などの「ためる（洪水を貯める）対策が必要である。と記載しています。 郡山市議会　令和3年3月25日旧豊田貯水池利活用特別委員会の議事録に記載されていますが、京都府福知山市由良川では、2014年の水害の直後に、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組み、6年後には観測史上最大の豪雨に対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置したり、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策に取り組み完成しています。（両丹日日新聞2020年5月19日報道を参照） 更に、郡山市市議会議事録平成24年9月　定例会　09月12日ー05号によれば、村上武議員が阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。と質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。と答弁しています。 京都府福知山市由良川では行政機関が連携して治水対策に取り組み水害から6年後には治水施設完成しています。平成24年3月から阿武隈川上流治水対策協議会を設立し関係機関で協議をし治水対策に取り組んでいいたことから、今回、意見募集が行われている逢瀬川流域水害対策計画（素案）福島県、郡山市」は、令和元年の水害から7年が経過しているにも係わらず課題に対する解決策が欠如しているため反対します。 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項として、地域住民の負担を強いる土地利用の制約をする以前に、逢瀬川流域の住民が要望している①旧豊田貯水池（120,000㎥）の雨水貯留槽としての利用、②福島県合同庁舎の跡地（福島県郡山市麓山1丁目1−1）の地下に雨水貯留施設の設置、③長野県千曲川流域の事例を踏まえた、学校の校庭の地下を利用した雨水貯留施設の設置を、いつまでに、行政機関が雨水貯留施設の整備をすることを明記した上で、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）に基づく、同計画の逢瀬川流域の住民の意見の反映させる法的拘束力を確保し、将来、郡山地区で水害が発生した際に検証ができ、責任の所在が明確になることから公聴会の開催をお願いします。 なお、大阪市寝屋川水系平野川の水害訴訟では、①放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであった。④下水道施設は、設置又は管理に瑕疵がある判決（判決日：昭和62年6月4日）があり、下水道管理者は敗訴して

	います。 福島県が管理する逢瀬川では、放流先の国土交通省が管理する阿武隈川の河川整備率が低いことから、阿武隈川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであったことになります。
28～30	第 6 章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（28～30 ページ） 郡山市では、内水による浸水被害を防止・軽減するため、下水道整備を着実に実施していくことが重要であり、これまで郡山市では、50㎜/h※に対応する管渠を整備してきた。「事前防災・減災」や「選択 と集中」の観点を踏まえた下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的に、令和 6 年 3 月には、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」を策定した。今後は、「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」に基づき、管渠等の整備のほか、排水ポンプの 増強等の対策を実施していく。さらに、雨水出水浸水想定区域図（令和 7 年度末に指定）や内水 ハザードマップによる情報提供を実施していく。 「郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン対象地区」は、58㎜/h に対応する管渠を整備」について記載していますが、 郡山市議会議事録では、令和２年１２月定例会 12 月 15 日ー02 号には、大城宏之議員が、「阿武隈川や逢瀬川に内水を排水する計画の見直しを求める請願ということは、郡山市は大きな川として阿武隈川、それに流れ込む逢瀬川や私の地元である笹原川等々あります。排水する計画を見直しということは、どのような見直しを求められているのか、当局としてのその考え方を、基本的な考え方だけでよろしいのでお聞かせください。」と質問し、 村上一郎郡山市上下水道管理者は、「水害対策というものは２つあります。１つは台風性の降雨による水害対策。もう一つは、郡山市が進めている局所的な雨、要はゲリラ豪雨の内水対策と、２つございます。 ゲリラ豪雨に関しては、時間的に 10 分間に 23 ミリとか大変強い雨が降るものですから、これは郡山市がきちんと対応してやっていく必要がある。ゲリラ豪雨ではなかなか、河川の水位が上がるようなことはないので、局所的なものに対しては、今やっている貯留と、あるいは速やかに河川に流すような計画を進めていかなければならない。」と回答。 この計画（素案）16 ページに記載された現状の課題では、阿武隈川の特徴を踏まえた台風が阿武隈川に沿って北上すると阿武隈川の水位が上昇し、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから、河川の課題は、雨水貯留浸透施設の整備などの「ためる（洪水を貯める）対策が必要である。下水道の課題は、河川の水位が上昇すると雨水

	の排除が困難な状況にあると記載されています。 　従って、この計画（素案）の 28 ページ～30 ページは、16 ページの課題を解決するものではなく、ゲリラ豪雨ではなかなか、河川の水位が上がるようなことはないので、局所的なものに対しては、今やっている貯留と、あるいは速やかに河川に流すような計画を進めていかなければならない。として実施している郡山市ゲリラ豪雨対策９年プラン（58㎜/h に対応する管渠を整備）を実施する内容であり、郡山市議会議事録とこの計画（素案）の現状課題との整合性に矛盾があることから、逢瀬川の流域の住民の意見を踏まえ抜本的な見直しをお願いします。 　なお、郡山市市議会議事録平成 24 年 9 月　定例会　09 月 12 日－05 号によれば、「村上武議員が阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。」と質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、「遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。次に、遊水地などの開設計画及び方針についてでありますが、遊水地は洪水時に河川などの水を一時的に貯留し、流出量を抑制するなど浸水被害の軽減に有効な施設であると考えております。本市におきましては、これまで河川改修、雨水幹線、水路の整備及び宅地開発等における河川への流出抑制対策として、洪水調節池の設置など浸水被害の軽減を図ってまいりました。 　今後におきましても、既存施設の活用など、本市の土地利用状況や地形的特性を考慮し、効率的、効果的な施設のあり方について、郡山市総合治水対策連絡協議会の中で調査研究してまいりたいと考えております。」と回答。 　第 6 章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（28～30 ページ）は、郡山市が郡山市議会で答弁した事実と異なりますので、説明会を開催してください。 　さらに、郡山市議会　議事録平成 24 年 6 月定例会　06 月 20 日－02 号によれば、高橋善治議員が、「我が市の市街地には善宝池、酒蓋池、五百淵、万海池、宝沢沼など大きな貯水能力を持つ池があります。大雨が予想される時期に水位を思い切って引き下げれば、大変な抑制効果が期待できます。池の各種権利者との合意の問題はありますが、水害がもたらす市民生活への甚大な影響と貯留施設を新たにつくるために費やす費用と時間を考えれば、既存ため池の、特に市街地のため池活用を早急に行うことが、まず必要と思います。さきに挙げた５つの合計貯水能力は最大どの程度となると見込まれるのか、これらの池の水位を大雨が確実視される場合ゼロ近くまで引き下げる条件整備で予想される困難は何か、解決の手だての有無を含め伺います。」と質問を行い、郡山市大森高志農林部長は、「洪水対策としてのため池の活用につ

	いてのうち、善宝池、酒蓋池、五百淵、万海池、宝沢沼の合計貯水能力についてでありますが、５つの池の合計貯水量は30万5,300㎥であります。ため池を活用する場合の問題点についてでありますが、ため池は農業用施設としてかんがいを目的とするものであり、水稲作付時期には一定の量を確保することが不可欠であります。また、養鯉業としての漁業権が設定してあるため池もあることから、水位をゼロ近くまで引き下げることは困難であります。今後におきましても、大雨が予想される時期には、漁業権が設定されていない池につきましては、あらかじめ水位を下げ洪水に備えるとともに、漁業権が設定されている池につきましても、養鯉業者に協力をいただき養殖に影響のない程度まで水位を下げるなど、ため池の貯水能力を十分発揮できるよう水管理に努めてまいります。ため池を活用した具体的な洪水調整機能についてでありますが、ため池の水管理を適正に行うことがため池の洪水調整機能を最大限に発揮することであることから、今後とも大雨などの気象条件に応じ、養鯉業者と連携を図り、水管理に万全を期してまいります。」と回答。 　このほか、郡山市議会議事録平成25年12月　定例会 12月09日－04号によれば、安斎真知子議員が、「郡山市の地形は西側が高く、阿武隈川へ向かって東が低くなっています。市内には平地があり、くぼ地があり、その地形に沿って水害が発生しています。そこで、その地形に対応した防災対策が必要です。一つには、高いところに貯水池を整備することが水害対策になるかと考えますが、当局ではどのような対策を考えているのかをお伺いいたします。また、現在あるため池、例えば荒池や五百淵などの汚泥を取り、池を深く掘り下げ、浸水対策に活用すべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。」との質問に対して、郡山市柳沼正晃建設交通部長は、「貯水池の整備についてでありますが、浸水区域の上流域にある貯水池などを利用して雨水の急激な流出を抑制することは、水害対策を進める上で有効な手段であると考えております。このことから、本市の土地利用や地形的な特性を考慮し、ため池や耕作放棄地など既存施設を活用した雨水貯留など浸水被害軽減対策に取り組んでまいります。」と答弁。郡山市大森高志農林部長は、「ため池はかんがい用水を目的とした農業用施設であり、池の形状や周辺の地形などにより池の底を下げることが可能な場合は貯水量がふえるため、浸水対策の１つとして有効な手段であると認識しております。」と答弁。 　従って、第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（28～30ページ）は、郡山市議会議事録を活用し旧豊田貯水池にかかるすべての発言を抽出し、どのような変遷で旧豊田貯水池として洪水調整池に活用することが見送られたのか。時系列かつ具体的に、発言した郡山市議会議員にも発言に責任を持っていただくため参加いただき、報道機関にも公開（動画配信を含む）いただいた逢瀬川流域の住民説明会をぜひ開催してください。
31	第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時

	的な貯留又は地下への浸透に関する事項 第1節 基本的な考え方（31ページ） 　このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策（雨水浸透 阻害行為の許可）を義務付けるとともに、これらの規制的手法のみならず流域のあらゆる関係者 の協働による雨水貯留浸透施設の整備及び水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」） 等の雨水の一時的な貯留や浸透に係る取組について関係機関と連携して進める。と記載され、憲法で保障された財産権を侵害する住民の負担を強いる内容を先行しています。 　しかし、27ページの第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項に記載がありません。地域住民に負担を求める河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う31ページの内容は、憲法で保障された財産権の侵害に当たりますので、まずは、河川管理者や下水道管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備を優先してください。 　水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）は、阿武隈川で発生した水害の特徴は、稲刈りシーズンになる9月～10月に発生しています。稲刈りするためには、収穫機械が水田で作業ができるよう約1ヶ月前から落水を行い水田の水を抜き、乾かします。令和元年東日本台風（令和元年10月13日）では、稲わら水に浸かり腐り異臭が発生したことから、環境省、農林水産省が災害廃棄物として被災県以外の焼却場に運搬して焼却処分をしています。この計画（素案）16ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しています。逢瀬川上流部にある水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）を設置しても効果が乏しいです。 　令和2年2月22日に福島県及び郡山市が開催した逢瀬川流域の住民への説明会で福島県が検証した内容を踏まえ、愛宕川救急内水排水機場（郡山市富久山町久保田石鼻29）は越水後も阿武隈川に排水していたことから、河川管理者である国土交通省と排水機場を管理する郡山市における運転調整ルールについて、逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。 　なお、大阪市寝屋川水系平野川の水害訴訟では、①放流先の河川が放流雨水を受け入れるだけの流下能力を有していなければ、現実的には排水することは不可能。②適切な滞留防止措置を講じておかない限り、安全性が欠如していたと解するべき。③整備の進捗度合いに応じて、余剰雨水による浸水を防止たる計画を実施すべきであった。④下水道施設は、設置又は管理に瑕疵がある判決（判決日：昭和62年6月4日）があり、下水道管理者は敗訴しています。
32	第2節 雨水貯留浸透施設 （32ページ）（1）公共による雨水貯留浸透施設の

	整備 流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制し、内水浸水被害を軽減するため、公共施設の新設等に際して、雨水貯留浸透施設の整備に努める。 また、郡山市においては、既に都市公園として活用されている土地を含め、国・県・市有 地や法河川以外の河川を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を桑野地区等で検討・実施する。 さらに、雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、景観や環境にも配慮するものとし、平常時の多目的利用や震災時等における非常時のオープンスペースとしての活用についても検討するものとする記載されていますが、 郡山市議会　令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会の議事録に記載されていますが、京都府福知山市由良川では、2014 年の水害の直後に、国土交通省、京都府、福知山市が連携して治水対策に取り組み、6 年後には観測史上最大の豪雨に対応した治水施設や、雨水排水場の周囲に調整池を設置したり、福知山公立大学周辺のため池を調整池に転用するなどの治水対策に取り組み完成しています。（両丹日日新聞 2020 年 5 月 19 日報道を参照） 郡山市逢瀬川流域では、令和元年 10 月 13 日に東日本台風による水害が発生し、7 年が経過していますが、未だに「検討をする。または努める。」では甚だ不十分です。16 ページに記載された現状と課題が解決できるよう、国、福島県、郡山市が連携し治水対策を策定し、逢瀬川流域の住民に説明をしてください。
33	(2) 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備（33 ページ） 民間事業者に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（第８章に詳述）の周知を 図るとともに、開発に伴う防災調整池等の整備の際には、更なる雨水貯留浸透機能を付した 施設整備の働きかけなどにより整備促進を図る。 個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枡、浄化槽の雨水貯留施設への転用など の各戸貯留を促進するため、自治体による支援制度の周知活動に取り組み、住民等による流出抑制の取組を推進する。と記載されていますが、 郡山市の住民の土地利用規制をしたり、住民や民間事業者等の雨水貯留浸透施設の整備を求める以前に、この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載していることの解決を優先することが必要です。 令和 2 年 2 月 22 日に福島県及び郡山市が開催した逢瀬川流域の住民への説明会で福島県が検証した内容を踏まえ、郡山市が管理する阿武隈川や逢瀬川に内水を排水する愛宕川救急内水排水機場（郡山市富久山町久保田石鼻 29）など複数の雨水ポンプ場は越水後も阿武隈川や逢瀬川に排水していました。 国土交通省は、平成 12 年の東海豪雨を踏まえ、「出水期における排水ポンプ場の運転調整について（平成 13 年 6 月 27 日付け国河治第 52 号国土交通省河川局治水課長通知、平成 13 年 6 月 27 日付け国都下流第 16 号国土交通省・地域整備局下水道部長通知）を発出しています。この通知が発出されてから 25 年が経過していますので、河川管理者である国土交通省、福島県、下水道

	管理者の郡山市における運転調整ルールについて、逢瀬川流域の住民に、 　納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。
34	第 3 節 ため池の治水活用（34 ページ） ため池の貯留容量を積極的に活用して河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既 存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げる、または、かんがい用水に余裕がある時期にはあらかじめ水位を低下させて雨水を一 時的に貯留する機能を確保するなど、ため池の治水活用を必要に応じて検討する。 なお、ため池の治水活用にあたっては、ため池の利水容量を確保して営農に支障が生じないよう配慮するとともに、整備にあたっては農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。と記載されていますが、 　人の命と農業振興のどちらが大切なのか。説明が必要です。品川萬里前郡山市長は、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げたことを郡山市防災メールマガジンで連絡していました。椎根健雄郡山市長になってから、「必要に応じて検討する」と後退した消極的な記載になっています。
35	令和 8 年 7 月 16 日に開催した説明会では不十分ですので、再度、椎根健雄郡山市長が出席し逢瀬川の流域の住民への説明会を開催してください。 　　第 4 節 水田貯留（「田んぼダム」の取組） （35 ページ）流域内の水田を対象に、所有者及び耕作者の同意のもと排水口に流出量調整器具を設置する ことで、排水量を調整する水田の活用（「田んぼダム」）を推進する。 なお、水田の活用（「田んぼダム」）にあたっては、ほ場の整備や水路改修等といった農業振興 につながる施策との連携に努めるほか、効果等について流域内で共有を図り、農業者の理解・協力が得られるよう努める。 また、流域治水に関する啓発イベントや水田貯留（「田んぼダム」）に関する研修会等を通じて、 水田貯留（「田んぼダム」）の機能や効果について情報発信を行うとともに、流域住民や農業関係者への普及啓発を図り、取組を推進する。と記載されていますが、この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しおり、逢瀬川上流部に水田貯留（「田んぼダム」の取組）を設置しても、河川の水は入りません。阿武隈川で発生した水害の特徴は、稲刈りシーズンになる 9 月～10 月に発生しています。稲刈りするためには、収穫機械が水田で作業ができるよう約 1 ヶ月前から落水を行い水田の水を抜き、乾かします。令和元年東日本台風（令和元年 10 月 13 日）では、稲わら水に浸かり腐り異臭が発生したことから、環境省、農林水産省が災害廃棄物として被災県以外の焼却場に運搬して焼却処分をしています。この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載しています。逢瀬川上流部にある水田における雨水流出量

	抑制の取組（「田んぼダム」）を設置しても効果が乏しいことから、見直しが必要です。
39	第 9 章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項（39 ページ） 第 1 節 基本的な事項 逢瀬川下流沿川には家屋等が密集した市街地が広がっているため、万が一、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念される。 本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されているが、現在の整備水準を超える規模の降雨が生じて外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害が生じるおそれがある場合には、その被害を助長させないこと、また、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産および経済的被害を軽減させることを目的としたポンプ施設の運転調整ルールの策定を検討する。 また、運転調整ルールにおいては、河川水位に応じた運転調整の考え方及び外水被害に対する効果や内水被害に及ぼす影響等について、あらかじめ関係住民等へ説明し、社会的合意を得ることが重要である。このため、関係機関の緊密な連携のもと、丁寧なリスクコミュニケーション 周知徹底に取り組む。と記載されていますが、 国土交通省は、平成 12 年の東海豪雨を踏まえ、「出水期における排水ポンプ場の運転調整について（平成 13 年 6 月 27 日付け国河治第 52 号国土交通省河川局治水課長通知、平成 13 年 6 月 27 日付け国都下流第 16 号国土交通省・地域整備局下水道部長通知）を発出しています。 この通知が発出されてから 25 年が経過している中で「ポンプ施設の運転調整ルールの策定を検討する。」との記載は適切ではありません。河川管理者である国土交通省、福島県、下水道管理者の郡山市における運転調整ルールについて、逢瀬川流域の住民に、納得がいく説明をするとともに、この計画に、国、福島県、郡山市が管理する河川に排水するポンプ場の場所を記載し、排水ポンプの運転調整のルールを記載してください。
40	40 ページの地図に追加し、この計画（素案）16 ページの現状の課題は、逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生すると記載していることから、阿武隈川の流域の地図を追加し、国、福島県、郡山市、土地改良区など管理し阿武隈川、逢瀬川、谷田川、南川などに排水するすべてのポンプ場と排水樋門（樋管を含む）を記載し、平成 12 年に国土交通省では「出水期における排水ポンプ場の運転調整のルールを定めるよう通知」を発出していますので、この計画（素案）に排水ポンプ場の運転調整のルールを記載し、逢瀬川流域の住民に説明をしてください。
41～42	第 10 章 都市浸水想定の区域における土地の利用に関する事項（41～42 ページ） 都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類 図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評

	価する。そのうえで、今後、都市浸水想定のブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を検討する。 なお、水害リスクの評価や土地利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水災害リ スクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和 3 年 5 月）」を参考とするとともに、河川、 下水、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画などのまちづくりに関する計 画等との整合・連携を図る。 郡山市は令和 3 年（2021 年）に立地適正化計画を改定して、防災上の配慮から浸水想定区域等を考慮したうえで、居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、また、洪水や内水に対する防災・減災対策を防災指針の取組方針に掲げて施策を実施している。 都市浸水想定において、ハード整備後も水害リスクが残る地域においては、都市計画などのまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方向性を十分に整理した上で、追加すべき浸水被 害対策の検討をしていくものとする。また、宅地嵩上げ等の実施にあたっては、水害リスクを踏 まえた土地利用の方向性に沿って対策を講じるものとする。 内水被害が頻繁に発生する地域においては、当該区域の居住者に災害リスクをわかりやすく提示し、リスクの低いところに誘導するための所要の措置を講じる等、都市計画やまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方針について検討する。 郡山市議会議事録に記載されていますが、令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会において、令和元年東日本台風により被害に遭った逢瀬川沿い５町内会、１町内会連合会を代表者が、これまでに実施した郡山市の下水道事業は、逢瀬川の住民の合意が得られず反対している中で、郡山市では工事を強行していることが記載されています。憲法で保障された財産権を浸食する行為です。逢瀬川流域の住民への説明が不十分ですので郡山市は令和 3 年（2021 年）に立地適正化計画を改定して、防災上の配慮から浸水想定区域等 を考慮したうえで、居住や都市機能を誘導する地域の設定の見直しをしてください。 立地適正化計画を改定する以前に、郡山市が管理し、阿武隈川流域に排水する雨水ポンプ場の排水ポンプの運転調整のルールを説明してください。 憲法に保障された財産権を侵害するものであり、郡山市議会　令和 3 年 3 月 25 日旧豊田貯水池利活用特別委員会の議事録に記載されているとおり、郡山市が逢瀬川流域の住民の合意がないまま、3 号幹線放流管（福島県が代行施工）などの工事を強行したことが原因です。不動産（土地）の価値を低下につながることから反対します。
45	第 12 章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための 措置に関する事項（45 ページ） 図上の訓練の様子（県）の写真は、西会津の写真です。これまで福島県が逢瀬川流域の住民への防災講習会、訓練、出前講座を開催していたならば変更できるはずですので、すべての写真を郡山市逢瀬川流域で開催したことがわかる写真にしてください。

52	第3節 大規模氾濫に関する減災対策（52ページ）表 12.1 総合的な治水対策に向けた取組の対応方針 （第５回県中方部水災害対策協議会：令和2年（2020年）1月16日）について記載されていますが、 これまでの逢瀬川の堤防建設にかかる住民説明会において、開成山排水樋門からの逢瀬川への雨水の排水、赤木排水樋門が操作が論点になっていることから、開成山排水樋門に河川カメラを設置するよう説明をした福島県中建設事務所の職員に訴えて来ましたが、逢瀬川流域の地域住民のスマートフォンで閲覧することができません。赤木排水樋門のピット内の逆流の有無や開閉操作やスマートフォンで閲覧することができません。この計画（素案）に逢瀬川流域の住民の要望を踏まえて河川カメラを設置すること記載してください。
53	第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項（53ページ） 第1節 阿武隈川（合流先河川）の河川整備 逢瀬川は阿武隈川に合流するため、阿武隈川本川の水位が高くなると、逢瀬川の排水が困難となるおそれがある。と記載されていますが、 国土交通省が玉川村、矢吹町、鏡石町に整備をしている図 13.2 阿武隈川上流遊水地群の位置図（53ページ）は、令和8年7月16日に開催された説明会において、「逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから効果は乏しいことから削除すべき」と質問したところ、国土交通省東北地方整備局福島河川事務所の職員は、「郡山地区では阿武隈川水位が1m低下する」と回答。さらに、根拠となる説明資料を提示し説明会を開催してほしい旨を発言するとともに、「阿武隈川では郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部があり下流の郡山地区に水が流れにくいことから、阿武隈川では郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部があり下流に水が流れにくいことから、効果が乏しいのではないか」と再質問をしたところ、国土交通省の職員は「郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部でも河道掘削をしている」と説明。 これまでの福島県による逢瀬川堤防建設に逢瀬川流域への住民説明会において、「逢瀬川では阿武隈川からのバックウォーターの影響を受け越水被害が発生することから、国土交通省、郡山市も参加した住民説明会を開催してほしい」と要望したが、福島県の職員は、再三にわたり「国土交通省、郡山市に伝える」旨を回答し実現はしていない。 国土交通省東北地方整備局では、郡山市中央工業団地会を対象として令和７年１月16日（木）流域治水に関する事業説明会を開催していますが、令和3年11月13に国土交通省の職員が出席した説明会でも「国、福島県、郡山市による住民説明会を再度、開催してほしい」旨を要望しているが、逢瀬川の住民が要望する説明会は未だ開催されていません。逢瀬川流域の住民の要望を踏まえた国、福島県、郡山市による治水対策にかかる逢瀬川流域への住民説明会をぜひ開催してください。 そのうえで、この計画に53ページの内容を記載する場合は、将来、効果を

	検証でき、責任の所在を明確にするため、阿武隈川の水位が1m低下すること。図 13.1 「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」における河道掘削箇所に郡山市と須賀川市の間に滑川狭窄部の河道掘削をどれくらいの量をしたのかわかるように記載することにかかる国土交通省、福島県、郡山市の共催による逢瀬川、谷田川の住民説明会の開催をしてください。 　なお、郡山市市議会議事録平成 24 年 9 月定例会　09 月 12 日－05 号によれば、村上武議員が「阿武隈川本流の改修・改善が不可欠になっております。浜尾遊水地の拡大策など、阿武隈川の改善の見通しを伺います。次に、雨水が一気に集中しない対策が必要です。開発と整備が進む市の西側に、「遊水地」を開設するなどの対策が必要なのです。具体化に向けて「プラン」や「方針」を明示することが求められると考え、見解を伺います。」という質問に対して、郡山市寺山喜信建設部長は、「遊水地も含めたその他の対策についても、今年３月に国が設立しました阿武隈川上流治水対策協議会において検討を進めているとともに、各関係機関で協議を行っていくこととしております。次に、遊水地などの開設計画及び方針についてでありますが、遊水地は洪水時に河川などの水を一時的に貯留し、流出量を抑制するなど浸水被害の軽減に有効な施設であると考えております。本市におきましては、これまで河川改修、雨水幹線、水路の整備及び宅地開発等における河川への流出抑制対策として、洪水調節池の設置など浸水被害の軽減を図ってまいりました。 　今後におきましても、既存施設の活用など、本市の土地利用状況や地形的特性を考慮し、効率的、効果的な施設のあり方について、郡山市総合治水対策連絡協議会の中で調査研究してまいりたいと考えております。」と回答。 　さらに、郡山市議会議事録令和２年６月定例会　建設水道常任委員会　06 月 25 日-02 号では、郡山市村上一郎上下水道事業管理者は、「計画の高水位に対して、1.33m 高い状態で水位が上がったわけです。それが上がったのが、本宮市、郡山市、須賀川市。それに対して福島市さんはこれを見ていただくと分かりますが、計画高水位まで水が上がっていないのです。上流側のほうが整備率が悪いということを国はもう認めているのです。」と回答。 　平成 24 年から 15 年間経過しています。国、福島県、郡山市による治水対策にかかる逢瀬川流域への住民説明会をぜひとも開催してくださるようお願いします。

県 民 意 見 提 出 書

No.5

＜提出方法＞いずれかの方法で、いずれかの提出先へ提出してください。

１　電子メール	①福島県土木部土木企画課　doboku_kyoujinka@pref.fukushima.lg.jp ②郡山市建設構想部河川課　kasen@city.koriyama.lg.jp
２　郵便	①〒960-8670　福島県土木部土木企画課社会基盤強靱化担当宛（住所省略可） ②〒963-8601　郡山市建設構想部河川課宛（住所省略可）
３　FAX	福島県土木部土木企画課　024-521-7950
４　持参	①福島県土木部土木企画課（県庁本庁舎４階） ②郡山市建設構想部河川課（郡山市役所本庁舎（東側）４階）
	谷田川流域水害対策計画（素案）への意見は以下③、④へ持参して提出も可能 ③須賀川市建設部道路河川課（須賀川市役所２階） ④平田村産業建設課（平田村役場２階）

※必要事項に不備があるものは、受け付けませんので御注意願います。

件名	逢瀬川 谷田川　流域水害対策計画（素案）について
	※御意見を提出する河川名に○をつけてください。（片方又は両方）

※御意見については、該当するページが分かるように記入してください。	
ページ	意見内容
	谷田川 P.13～14 （１）河川の課題 河川の拡幅といった抜本的な河道改修は困難…流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要である ↓ 上記記載内容を踏まえ、貯留施設に関わる県、市、企業、住民が、次の取組がしやすい環境の配慮をしていただきたい。 具体的にはハード・ソフト両面が考えられるが、例えば、現状の発表資料にはない、１万㎥の貯留施設であれば…などである。現状のままでの補助金対応ばかりでなく、柔軟な対応や法律、条例の緩和など、取組むべき項目は数多くあります。住んで良かったと言える街づくりを産学官住で進めていきましょう。